

平成28年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 稲垣 誠亮 | 2番 | 北村五十鈴 |
| 3番 | 荒川 泰宏 | 4番 | 丸山 敬二 |
| 5番 | 岩井智恵子 | 6番 | 高橋 繁夫 |
| 7番 | 太田 健一 | 8番 | 野並 享子 |
| 9番 | 東郷 正明 | 10番 | 中塚 尚憲 |
| 11番 | 上杵 種雄 | 12番 | 市木 一郎 |
| 13番 | 山本 剛 | 14番 | 鈴木 市朗 |
| 15番 | 矢野 隆行 | 16番 | 梶山 幾世 |
| 17番 | 坂口 哲哉 | 18番 | 河野 司 |
| 19番 | 立入三千男 | 20番 | 欠 員 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------------------------|-------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 川端 敏男 |
| 政策調整部長 | 寺田 実好 | 政策調整部政策監 (地域戦略担当) | 大藤 良昭 |
| 総務部長 | 遠藤 伊久也 | 市民部長 | 上田 裕昌 |
| 健康福祉部長 | 瀬川 俊英 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 辻村 博子 |
| 都市建設部長 | 小山 日出夫 | 環境経済部長 | 白井 芳治 |
| 教育部長 | 藤池 弘 | 政策調整部次長 | 川端 美香 |
| 総務部次長 | 竹中 宏 | 広報秘書課長 | 服部 道和 |
| 総務課長 | 赤坂 悦男 | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 立入 孝次 | 事務局次長 | 辻 義幸 |
| 書記 | 吉川 加代子 | 書記 | 佐々木美砂子 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第85号から議第109号まで

(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他24件)

質疑

第3 議第85号から議第109号まで

(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他24件)

常任委員会付託

第4 請願第4号及び請願第5号

(原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出
を求める請願書 他1件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、11月29日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第3番、荒川泰宏議員、第4番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（坂口哲哉君） 日程第2、議第85号から議第109号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他24件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） おはようございます。

それでは、議第101号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する議案質疑を行います。

今回の水道料金の値上げの理由について、市の説明では、1点目に給水人口の伸び悩み、2点目に水道の老朽化施設の更新工事のための財源確保、3点目に県企業庁、南部用水ですが、ここから購入している用水供給単価、要するに野洲市が県から購入する単価が改定され、経営状況が厳しくなったためとしています。野洲市が購入している県用水単価は、今年度より1トン当たり4円30銭の値上げとなりまして、市の水道会計は年間1,727万円の負担増となっています。しかし、県企業庁には77億円もの基金、内部留保金ですが、これがあるために、共産党の県議団や市議団と共に市町水道会計に負担増を求める値上げを見送るべきだということを県企業庁に対して求めてきましたが、まず野洲市として県企業庁に対して値上げをすべきでないという要望をこれまで行ってきたのかを伺います。

2点目に、市の説明資料では、老朽工事などの費用に対して国からの補助金が25%しか出されていません。残りの75%は水道料金で賄うこととなります。ここに人口密度の低いまちでは水道料金が高くなってしまいう原因があると思います。大都市では、1キロメートルも工事をすれば、何千戸の家庭の使用料で賄えますが、野洲市では1キロメートル工事をしても約100戸だったり200戸という状況ではないかと考えます。こうした国の補助金のあり方に問題がそもそもあると思いますが、これに対して意見を言ってきたかどうかをお伺いします。

3点目に、市の説明では14%の値上げということでありましたが、水道料金の支払いは2カ月に1回であります。一般家庭においては具体的に月額幾らぐらいの負担増となるのかをお伺いします。

4点目に、値上げ案を審議した野洲市水道運営委員会では、生活困窮者等には負担の軽減が図られるようにとの異例の答申がされています。これを受けて、市としてどのような

検討を行ってきたのかを伺います。

最後5点目に、値上げの理由の中で、合併時に旧野洲町の安い方の水道料金に設定したことによる経営悪化であったり、値上げとなっても合併前の旧野洲町時代の料金よりは低くなるとの説明が何度か繰り返されてきましたが、市民にとってはそのような理屈は通用せず、当局側の単なる言い訳であると感じています。経営努力と軽減施策のないまま市民に負担増を求める水道料金の値上げは許されません。

会派勉強会の説明では、福祉施策として生活困窮者の支援で負担軽減を図るというふうな説明がありましたが、それでは一律的に行われるわけではなく、一部の本当に苦しい人たちだけの施策となってしまいます。これももちろん必要ではありますが、しかも現状は全国的な社会問題ともなっていますが、介護保険のサービスを節約までして暮らしているひとり暮らしの高齢者であったり、親の介護のために仕事をやめて貯金を切り崩しながらぎりぎりの生活を送る親子2人だけの世帯であったり、どちらか2人のうち1人でも亡くなられた場合、たちまち生活困窮者となってしまう状況の高齢世帯の方々など、少ない年金で既に生活保護レベルの人たちも多く存在しています。市内の市民税非課税世帯、母子父子世帯、生活保護世帯が何世帯あり、それぞれ実質幾らぐらいの金額の値上げとなるのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 議員の皆さん、おはようございます。

太田議員の野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の県企業庁に対する要望につきましては、平成25年度から企業庁と各受水市町で構成します滋賀県湖南水道用水供給事業連絡協議会におきまして、企業庁との協議あるいは要望を行ってきました。

当初の県企業庁の引き上げ案は、1立米当たり5円で、結果として4円30銭の改定となったものであります。

次に、2点目の国への補助金の要望活動につきましては、県内の自治体で構成しております滋賀県水道協会として毎年補助要件の緩和、新規創設等について要望活動を行っており、必要があれば国の補助金のあり方についても要望してまいりたいと思っております。

3点目の一般家庭における負担増につきましては、市内で最も需要件数の多い家庭用13ミリで1カ月で20立米を使用された場合、1カ月313円の値上げとなります。

4点目ですが、生活困窮者等には負担の軽減が図れるようにと異例の答申ということがあります。正確に言いますとこれは附帯意見であり、各委員から出された意見を排除することなく明記されているもので、本答申の附帯意見から見て、何をもちて異例なのか解釈しがたいところでございます。

このことに対する市としての検討であります。既に生活保護法など関連する各種の法律に基づき一定の制度が設けられておりまして、本市におきましては生活困窮者へのさらなる支援として、既に市民生活相談課を中心に関係課が連携して就労支援を含めた事業を展開しているところであります。他者への料金転嫁という問題も踏まえ、これ以上の上乘せの補助は考えておりません。

5点目の経営努力と軽減施策がないまま市民に負担増を求めるという指摘は、引き上げという側面だけを切り取り、それを強調しただけのもので、事実を矮小化するものだと思っております。

なぜなら、議員もご周知のとおり、合併後の料金改定は赤字を前提とした無理のあるものでございました。このことから、議員のご指摘の言葉をかりるならば、今まで県内で一番安価な無理のある水道料金を、つまり今まで市全体として軽減施策を経営改善、経営努力をしながら維持してきましたが、当然そこには限界がありまして、今後の水道の安定供給、あるいは将来にツケを回さないよう、適正な水道料金に戻すということが事実的認識でありまして、客観的なアカウンタビリティだと言えます。

なお、改定後の料金は県内市町に比べまして高い料金設定であるならともかく、中位の料金とするものでございます。

次に、市内の市民税非課税世帯数につきましては、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者で申しますと、これは世帯数ではなく対象者でございますが、6,394人です。母子、父子のひとり親家庭の世帯数は児童扶養手当の受給資格対象の世帯数で401世帯、生活保護世帯数は191世帯で、共に本年10月末現在でございます。

それぞれの世帯の料金値上げ額は、世帯人数、使用水量で個々に違いがありますので、3点目でお答えした最頻値を参考として下さい。ちなみに、低い水量の世帯では、例えば1月10立米ですと151円の値上げとなります。

以上、本件につきましては水道料金の適正化あるいは経営の健全性を確保するものとして責任ある改定案でありますので、ご賛同をいただけるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 県企業庁に対してはこれまでも連絡協議会の中で要望を行ってきたということでしたが、こちらの方でもそのような話は聞いていたんですけど、結果的に最後の最後に認めているというところなんですけど、やはり今県企業庁が持っている内部留保金が77億円も持っている。その基金を使って値上げを抑えるということをやったり最後に受け入れるのではなく、このことをしっかり訴え続けていくべきであったというふうに思います。

国のそもそもの補助金の体系に関しては、市としてもやはりいかなものかというような見解であるというふうに今答弁の中でありまして、今後も水道協会を通じて要望していくということを言われていましたが、国の方の中で交付税措置、補正がされてきているということもこれまでやりとりの中で聞いているんですが、その国の交付税の中に例えばこうした水道料金の値上げに対する対応ということが含まれているとしたならば、その分を一般会計の中から繰り入れをしていかないと矛盾するのではないかというふうに思います。そうしなければ、人口密度の低い町の水道料金というのが単純に高い割合となりますし、都市部より住みづらいという状況になっていくと思います。国の農山漁村活性化法というのが以前にできまして、安定化促進を進めていくのでということでした法律がありますが、この点からも、この老朽工事の費用に対して、国からの補助金25%という補助率の見直しが必要だというふうにまず思います。それに関しては、要望されていくということ先ほど言われていましたが、そうした見直しが国の方でされるまでの間であっても、その間だからこそ、一般会計の方からこの水道会計の方に繰り入れというのが必要であると思います。その点に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 一般会計からの水道事業会計への繰り入れにつきましては、結果的に他の利用者からの負担を求めるというようなこととなりますので、それはできかねると考えております。そもそも、企業会計で独立採算ということで水道料金で収入でもって賄うという原則がございますので、それはしかねるといふものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 再々質問ですが、市のこれまでの説明の中では、企業会計、独立会計という制度の中で水道料金の減免というのが制度上そぐわないということをずっと言

われておられました。ですが、全国的にそうした減免制度をやっているところがあるのかということ調べましたら、現在行っているのは自治体がありまして、全部が全部調べていないんですけど、1つ例として大阪の狭山市が水道事業給水条例施行規則規程ということで、ここに細かい内容が書かれていますが、この中で減免を行っています。具体的には対象者が詳細に定められているんですけど、例えば生活保護世帯であったり児童扶養手当を受けている世帯、65歳以上の単身世帯、身体や知的障害者世帯などという感じで他にもいろいろあるんですけど、事細かくこうした規定を設けています。

このように、制度上そぐわないとは言われていますが、こうした実質やっている自治体もありますし、さらに北海道の釧路の議員の方から情報としてこちらの方にいただいたんですけど、釧路町というところで、こっちは下水道料金なんですけど、は北海道で10番目の高さということで、生活保護以下の所得世帯について減免制度をされていると。高額な料金そのものの引き下げが求められていますけど、減免制度のさらなる周知を求めているという感じで、かなりこうした減免制度を行っている自治体が全国的にあるんですけど、そういうことも考えると、野洲市でも可能なのではないかなというふうに思います。

国の制度に関しては、先ほど一般会計の繰り入れということに関して、結果的に他の利用者からの負担を求めることになることであったり、水道料金の中で賄うということが原則であるからということをおっしゃっていただきましたけど、これはどうしてもそもそも論になってしまうんですけど、こうして国の制度というのが大都市と過疎地との格差を是正するような施策、地方創生というのもその確たるものだと思いますけど、こうしたことを掲げて事業予算を行っていても、結局今回のこの国の制度というやり方であると、もうこれは完全に矛盾している、地方で住みづらくなる、水道料金の割合が高くなるということがあるので、やはり強くそこら辺の問題点を行政としてまずそれを認識してもらい、制度矛盾があるということも認識してもらい、やはり国に対してそれをしっかり意見を上げて言ってもらいたいというふうに思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 生活保護世帯につきましては、既に保護費の中の生活扶助というものの中に光熱費が支給されております。それと、そういった生活弱者につきましては、例えば臨時福祉給付金であったり児童扶養手当であったり、そうした制度によってセーフティネットが張られているように思っております。

それと、国の制度の話でございますけども、大都市であれば給水するのに大口径の水道

管が必要ですし、野洲市は琵琶湖水域を除きまして約80平方キロということでコンパクトな市であると考えておりますので、そうした大都市と野洲市とのそういった格差はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（坂口哲哉君） 日程第3、議第85号から議第109号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他24件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第85号から議第109号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（坂口哲哉君） 日程第4、今期定例会において受理した請願2件は、既に配付いたしました請願文書表のとおりで、所管の常任委員会に付託いたします。

（日程第5）

○議長（坂口哲哉君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭、的確にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君） おはようございます。第13番、山本剛です。

まず、人権センター1階及び旧児童館の活用について質問をいたします。

11月22日の全員協議会において、人権センターを活用した新野洲市発達支援センター整備の取りやめについてが説明をされました。また、この取りやめについては新聞でも報道をされました。

新野洲市発達支援センター整備基本計画、平成27年3月策定に基づき整備を進めてこられ、既存施設を有効活用することで整備事業を安価にできると見込んで整備をされてきましたが、基本設計業務の段階で課題が明らかになったとの説明でした。

課題としては、以下の3点が挙げられました。施設として必要な面積が確保できないこ

と。耐震判定委員会による評定書が必要となること。整備費用が増大すること。特に、整備費用については当初増築及び改修費用を1億6,000万円程度と想定されていたものが、用途変更に伴う改修を含め2億4,000万円程度となり、空調機器などの改修を行うと3億2,000万円程度の事業費が必要となることがわかってきたとのこと。さらに、耐震改修工事が必要なことから、整備事業がかなり増大することがわかり、結果として人権センターを活用した新発達支援センター整備は取りやめとの結果に至ったということでした。

新発達支援センターについては、新たな土地を探して整備するとの方向性で仕切り直しということになるというふうに聞いていますが、人権センターを活用した新発達支援センター整備が取りやめになったことにより、人権センター1階があいたままになってしまいます。旧児童館も含め、今まで人権センターを利用していた人たちは子どもも含めて、またこれまでのように利用できることを願っておられます。そのことについて、以下のとおり質問をいたします。

まず1点目です。新発達支援センターとして活用されないなら、あらゆる人権課題に取り組む新人権センターとして再整備すべきと考えますが、そのことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、山本議員の人権センターに関連します質問にお答えをさせていただきます。

発達支援センターが取りやめになったことによりまして、新人権センターとして新たに整備をしてはどうかということでございますけれども、現人権センターを再整備することなんです、人権センターは既に野洲市人権センター条例にのっとりまして、部落問題をはじめとしましてあらゆる人権課題に取り組むための拠点として既に位置づけをしております。もともと第2次同和対策基本計画に基づきまして、人権施策審議会を経まして、地域総合センター等の閉館をいたしまして、現在の人権センターにおいてさまざまな人権問題の解決を図っていこうということになったものでございます。これは新発支援センターの問題に関わらず、そうなったものでございます。

そうした中で、新発達支援センターの場所の検討ということで、この施設を利用できないかということになったものでございまして、そもそも、こうした新人権センターとしての整備という考えはございません。今後、公共施設等総合管理計画の中できちんと整備を

していきたい、このように考えているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 既に人権センターとして地域総合センターから人権センターに移行したということは私も存じておりますし、ただ、今の1階があいたままになっているということは、私はこれはいかがなものかなというふうに思いますし、人権センターとして既にあらゆる人権問題に取り組む拠点で整備をされているということでもありますけれども、今あいている1階について、どのようにその活用をされるつもりか、先ほども説明されたんですけども、もう少し具体的なところがわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） ごくこの今の発達支援センターの取りやめということになるまで、この発達支援センターの新発達支援センターとして活用をしていこうということになってございまして、今そのまだ日がございませぬけれども、後の活用ということについては具体的なところはまだ決まっておられませんけれども、例えば今人権センター2階にございまして、1階があきになっていると。管理上といいますか、そういう意味で、今の人権センターの事務室を1階におろしてくるというようなことはまず考えられますけれども、後のあきについてはまだそこまで具体的な利用についての内容はまだこれからという段階でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） わかりました。あいている状態が長く続くのは非常に私もったいないというふうに感じますので、早急に検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問でありますけれども、あらゆる人権課題に取り組むと同時に、人権センターが旧地域総合センターであったことから、近いうちに制定され则认为られます部落差別の解消の推進に関する法律案の具体化の拠点としても整備すべきと考えますけれども、そのことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） ちょっと1点目と重なるような感じの質問だと思うんですけども、今回、国の方で部落差別解消の推進に関する法律案というのが出ておりますけれども、その目的としまして部落差別解消に関し基本理念を定めると、あるいはまた国及び地方公共団体の責務を明らかにすると共に、相談体制の充実等について定めることによりまして、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的というふ

うにしているというふうに理解しておりますけれども、この法律によりまして、特に新たに施設を整備するというのではなく、現センターにおきましても取り組みは可能であるというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 現状の施設で十分取り組んでいけるということなんですけれども、今おっしゃったように相談でありますとか、あるいは調査でありますとか、そういった部分でありましたら、特に相談等やっぱり一定のプライバシー等に配慮したスペース等も必要かというふうに考えます。そういった部分でいいますと、現状、1階があいているということであれば、そういったスペースを有効に活用できるというふうに考えます。そういった部分についても、そういうことを踏まえて検討していただきたいというふうに思います。

それでは3点目の方に入ります。以前にも質問をしたんですけれども、旧児童館は利用者も一般利用だけで、平成26年度において約7,500名と非常に多く、旧児童厚生員もいて、子どもの居場所として重要な役割を果たしてきております。

今回の取りやめを機会に必要な改修を行い、児童の遊びを指導する者を配置して再整備すべきというふうに考えますけれども、そのことについてのお考えをお聞かせ下さい。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、山本議員の3点目の旧児童館に必要な改修を行い、児童厚生員を配置すべきと考えるがとのご質問にお答えをしたいと思います。

児童館は、本市の子どもの居場所づくりや子育て支援策の1つとして運営を行ってまいりましたが、学童保育所の充実、コミュニティセンターでの取り組み、子育て支援センターでの子育て支援、民間保育所での一時預かり保育やファミリーサポートセンター事業など、市域全体においてさまざまな取り組みを行ったことにより、子育て支援の一定の充実が図れたことから、その役割を終えたものと考えております。

また、本市の児童館は、同和対策事業において地域の子育ての環境の支援についての役割も担ってまいりましたが、先ほど申し上げました市域全体の子育て支援等の取り組みにより充実を図ったことから、この役割も終えたと考えておるところでございます。

このことから、今年の3月31日をもって児童館を廃止したものとなっております。

子育て支援につきましては、保育所の待機児童問題や学童保育所の土曜日保育の実施、

病児保育の実施、さらには生活困窮世帯の子育て支援など、引き続き取り組んでいかなければならない課題がございます。

これらの課題に対しては、例えば保育所の待機児童問題には施設整備による定員拡充や人材バンクによる保育士確保など、個々の課題に対して的確に対処できる取り組みにより対応してまいりたいと考えております。

したがいまして、新発達支援センターの計画が廃止になったということで、人権センターのホールを児童館として再整備することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、学童保育でありましたり、あるいはサポートセンターでありましたり、さまざまな子どもの居場所、あるいはその子育て支援の施設があるので、旧児童館については新発達支援センターが人権センターを活用しないということになっても児童館として再整備をすることは考えていないというようなお答えでしたけれども、それでしたら、今の旧の児童館ですね、このままそうしたら放置をされるおつもりなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今の旧児童館、これは現在人権センターの附属施設ということでホールという扱いになってございますけれども、これについては今現在も地域で団体等ご利用いただくにあたって、申し出をいただいて利用いただけるようにというように形でも今も行っておりますので、決して放置というような状態では今現在もなってございませんし、今後も今のところこうした形で活用をしていくというふうになってございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 奉仕というのはちょっと誤解があるのかもしれませんが、児童館としてはその整備を考えていないというふうにおっしゃっておられて、今はホールとして活用されているということなんですけれども、非常にその使い勝手が悪いということも聞いておりますし、以前も申し上げましたように、子どもだけでは使えないというような点等もあります。そういったこともありまして、今回新たに児童の遊びを指導する者を配置して再整備すべきということで質問をさせていただいたんですけれども、ちょっと今のところはそういうようなことは考えておられないということなんですけれども、やはり子どもの居場所というのは私は多ければ多いほどいいというふうに考えております。い

ろいろ予算の問題等もあるかと思うんですけれども、せっかく今ホールとして残っている、そういった部分については、あいている状態と言ったら語弊がありますがけれども、その活用されない日が多い状態が続くよりも、もっと活用される日が以前でしたら連日のように活用されていましたので、そういったような状態に戻すべきが正常な姿であるかなというふうに思いますので、そういった部分についてももう少し検討を要するのではないかなというふうに思います。1点目の人権センター1階及び旧児童館の活用についての質問は以上でございます。

続きまして、2点目の高齢者ドライバーの事故防止について質問をいたします。

現在、高齢者ドライバーによる交通事故が連日のように報道されています。11月28日、大阪府羽曳野市で78歳のドライバーが歩道に突っ込み、通行人2人がけがをする事故がありました。また、最近の部分でいいますと、12月1日には愛知県で79歳のトラック運転手にはねられて小学校2年生の児童が亡くなるという事故もありましたし、12月3日には64歳のタクシー運転手の車が病院に突っ込んで3人が亡くなるという痛ましい事故もございました。他にも高齢者ドライバーが加害者になった交通死亡事故も近年ふえてきていますし、事故に至らないまでも高速道路を逆走するなど、危険な運転をする事件も報道されています。

高齢社会に伴い、今後も高齢者ドライバーは増加していきます。

滋賀県の運転免許保有者は、平成26年のデータでは95万5,332人で、このうち65歳以上の人は18万9,168人で、比率は19.8%、75歳以上の人は5万1,479人で比率は5.4%です。

高齢者による交通事故は人ごとではないというふうに考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず、野洲市における高齢者の運転免許の保有者数、これ75歳以上の方なんですけれども、その方は何人ぐらいおられるんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの山本議員のご質問、高齢者ドライバーの数なんですけれども、28年のデータで2,210人ということになってございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今お答えいただいたんですけれども、人数としても野洲市にお

いても75歳以上の方でもかなり運転免許を保有しておられると。相対的にいいまして、やはり人数が多いほど事故を起こす確率といいますか、も私は高くなるというふうに考えているんですけども、先ほども申しましたけれども、全国的にもいろんな痛ましいような事故、高齢者の方が加害者になるような痛ましい事故が起こっておるんですけども、そういった増加する高齢者ドライバーによる事故について、野洲市としてはどういうふうにとめておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） その点につきましては、大変憂慮すべき事態が起こっているというふうに考えております。

実際、野洲市におきましても交通事故の特徴において高齢者の事故が多いと、そういうふうな傾向がございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 確かに今お答えいただいたとおりで、とても痛ましい事故が連日のように起こり、本当に野洲市としても人ごとではないというふうにとめて憂慮しておられるというふうにお答えいただきましたし、また野洲市においても実際高齢者の方が事故をされることも多く起こっているということでもありますけれども、その対策といいますか、どのようにしていくのかという点について質問したいんですけども、抑止策の1つかと思うんですけども、滋賀県においては運転免許自主返納高齢者支援制度があり、野洲市では自主返納者の方に「おのりやす」のチケットを渡す制度がありますけれども、他に支援制度は考えられないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 運転免許自主返納高齢者支援制度に対する市の独自支援制度なんですけれども、今、議員おっしゃっていただきましたとおり、コミュニティーバスの乗車券を1年以内に1万円分無料交付しておりますが、現在それ以外については今のところ考えてはございません。

以上でございます。

失礼しました。それから参考までに湖南4市の中でもこのように市の独自支援を行っているのは野洲市のみということになってございます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 「おのりやす」のチケットをお渡ししているということで、野洲市以外の湖南4市では独自の制度はやっていないということで、野洲市としては一定の取り組みをされているということなんですけれども、やはり私は、言い方はちょっとあれなんですけれども、1回こっきりの制度ですよね。そのことでも一定の効果はあるかと思うんですけれども、やはりそれでは私は実効性がちょっと低いのではないかなと。今のところそのことをされているんですけれども、今後支援制度を考えていくというその方向性はお持ちでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 県の制度を拝見していますと、いろいろなお店で割引ができるとか、民間バスの割引もあるというようなことでございますので、野洲市内だけで完結するようなことをするよりは、もうちょっとエリアを広げたこの県制度の充実をしていただく方がよりいいのではないかというふうに考えておりますので、独自施策としてやっていくということは今のところは考えてないです。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今の、確かに部長おっしゃるように、交通というのは何も野洲市内だけを、自動車にしましても野洲市内だけを走るというようなことでありませんので、やっぱり今おっしゃったように県も含めて、やっぱり広域で取り組む方が確かに実効性も上がるというふうに思いますし、そういう意味でいいますと、県制度の充実等も私は図られてしかるべきというふうに思いますし、県の方にそういった要望もしていただきたいと思うんですけれども、そういった要望は可能なのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） はい、それはまた県の担当さんなりとお話しする機会がございますので、実情であったり希望であったりを申し述べさせていただきたいとは思っております。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） どうぞそういうことでいろいろ支援策が充実するような方向で取り組みを継続していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問でございます。

平成29年3月から高齢者講習制度が変更となりますけれども、高齢者による事故防止

のため、野洲市で高齢者ドライバー向けの講習等の取り組みはできないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 高齢者ドライバー向けの講習会の取り組みなんですけれども、現状では野洲市が守山野洲交通安全協会の方に加入させていただいていますので、そちらで高齢者ドライバースクール、最近は夜間事故に関する講習会、実施も含めて行っていただいております。それから、ドライバーに限らず全般的なこととしては、これは市で行っておりまして、野洲市老人クラブにお願いいたしまして、交通安全に関する学習の場を設けていただきましたり、これは自転車の大会に参加していただくですとか、交通安全の指導者養成講座なりに行っていただく、このようなことなんですけれども、そのような機会を設けていただいたり、あるいは警察と連携いたしまして自治会で出前講座をしていただくというような形で事故防止についての取り組みを行っているところでございます。今後ともその方向で進めていきたいと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、交通安全協会でありますとか、私も老人クラブさんの方にはちょっとお尋ねをしまして、老人クラブの方でも高齢者の向けの講習等もされているというようなことでありまして、やはりその問題意識を持っておられるんだなということも感じました。

そういった部分で、そういった講習、市独自でやるのか、今お答えいただいた部分では、方向性としてはいろいろなところと連携をして講習をしていくという方向性かと思うんですけれども、そういった講習等をより一層充実していただきたいと思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） おっしゃいましたように、充実できる方向で頑張っていきたいと思えます。

○議長（坂口哲哉君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 具体的な部分については、ちょっとこの場では即答はいただけないかと思うんですけれども、方向性は今聞かせていただきましたので、いろいろなところと連携しながら事故ゼロの地域社会を目指していきたいということで受けとめておきます。人ごとではありませんので、私たちもいずれ高齢者になっていきますし、共に事故ゼロの野洲市を目指していきたいということで私の質問を終えたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第2号、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。おはようございます。

今日は2つの質問あります。

最初に、75歳以上の健診について質問いたします。

高齢化社会と言われる今日このごろ、多くの高齢者は健康で長生きしたい、安心して老後を迎えたいと願っています。地域の自治会では、高齢者が健康を維持し、元気に暮らすための活動として健康サロンや百歳体操などの取り組みを始めています。

2015年度の調査で、野洲市でも75歳以上の高齢者は10.3%で1割に達しています。65歳以上だと24.3%で4人に1人となります。高齢者人口が年々増加する中で、ふえる医療費の適正化のためにも生活習慣病の早期発見と重症化予防が必要となります。そのためにも、がん検診などの充実が求められます。

平成26年度までは、施設入所などの一部の人を除いて、ほとんどの高齢者に健康診査の案内通知が届けられていました。しかし、平成27年度からは生活習慣病などで現に医療機関に受診している人は対象外とするとされたために、一部の方だけに健康診査の通知がされ、健康診査の通知者の数が平成26年度は4,811だったものが平成27年度は1,085人に減っています。受診された人は何人であったのか、受診率についてもお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員の75歳以上の健診についての平成27年度の健診受診者数と受診率についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年度に高齢者健診の受診券を送付いたしました1,085人のうち、実際に健診を受診されたのは584人で、受診率は53.8%となっています。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 27年度に受診された人が584人ということであれば、26年度は2,348人の人が受診されていますので、この受診者の数が何と1,764人減っています。このことについて、どのように思われるのか答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 健診の平成26年度までについてですが、生活習慣病の

定期的な受診者については県下各市の判断に委ねられていたのが実態でございます。

野洲市におきましては、平成26年度につきましては健診の対象者としておりましたが、27年度からは県下申し合わせによりまして、一律に生活習慣病受信者を対象としないことからこのような数値の結果になってございます。

そもそも、この健診の目的が、糖尿病等の生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見並びに健康の保持増進を目的としているものでございまして、既に療養中にある方につきましては、血液検査等が実施されている場合については相応の処置がなされるというところから今回対象外としたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 生活習慣病で医療機関にかかっておられる方でも、投薬治療だけの場合の人もあるって、また体全体の検査をされているわけではありません。そうした人は、やっぱり健診の対象者であるべきだと思いますが、どのようにお考えですか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 投薬というところの中でのお話でございまして、そもそも健診について、この健診を実施した場合におきましても血液検査等が実施されることになろうかと思っておりますので、こういった観点からの健診になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 10月19日に日本共産党の滋賀県議団と地方議員団で滋賀県後期高齢者医療広域連合に対して、75歳以上の健康診査対象者をもとに戻すことを求める申し入れを行いました。この申し入れの中では、生活習慣病で投薬治療を受けていても、身体全体の検査を受けているわけではありません。県の後期高齢者医療広域連合は、医療機関にかかっている人でも、医療機関に行っている人で通知が届いていない人も申請資格の条件が合う人は、申請すれば健康診査を受けていただくことは可能であると説明されました。

そこでお尋ねします。平成27年度は1,085人に健診通知を出されていますが、それ以外の人で申請すれば健診が受けられた人は何人おられたのか、また申請された人は何人おられたのかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 平成27年度に生活習慣病による定期的な医療受診者及び要介護認定者で健診の受診対象外となった人のうち、一定の条件を満たし、申請すれば受診できた人数、いわゆる潜在的な健診対象者についてのご質問にお答えをいたします。

これらにつきましては、過去1年間の血液検査歴のない人が対象となるものでございますが、申請があつてから個別に通知する仕組みとなっておりますので、潜在的な対象者についてまでは本市並びに滋賀県後期高齢者医療広域連合共に把握できておりません。

また、健診の受診対象外であった人が後に申請をされ、健診の対象となった人は20人となっております。なお、この20人につきましては、平成27年度に受診券を送付いたしました1,085人に含まれております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） やっぱり通知が届いていなければ健康診査を受ける人の数が少なくなるというのが数字の上で明らかです。医療機関にかかっている人でも申請すれば健診が受けられる人が多くいるということ、そして本来こうした健診資格のある人には健診通知を出して、健診をしてもらうことによって早期発見、早期治療で疾病の重症化を防ぎ、医療費削減にもつながると思いますが、どのようにお考えですか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 議員ご指摘のように、健診の重要性というところは認識するものでございますが、そもそもの健診の対象となる方については、広域連合の健康診査実施要項において決まっておりますので、この中で生活習慣病の定期的な医療機関の受診者については除外するというような規定がございますので、これに基づき適正に実施するものでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 地域では、高齢者のひとり暮らしや高齢者の老夫婦家庭がふえています。元気で長生きしたいと願っていても、75歳から国保も外され、後期高齢者医療制度という社会保障制度の中で、老後は不安が今増大するばかりだと思うんです。医療費削減のために健康診査の通知を削減されるべきではありません。まず、何よりも命、健康は優先されるべきであります。この点についてはどのようにお考えですか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 本健診に関わらず、健診の重要性については市として認

識しているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 28年度は現時点で何人の人に健康診査の通知を出されたのか、また受診された人は何人であったのか、お尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 本年10月末現在でございますが、高齢者健診の受診券を送付した人数につきましては1,169人でございます。また、健診の受診者数につきましては393人、受診率に換算いたしますと33.6%となっております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） それでは、28年度において健康診査の通知が届かなかった人で健診を受けた人が何人おられたのかお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 同じく本年10月末時点でございますが、申請により追加で健診の受診対象となった人で受診を確認できた人数は13人でございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 13人ということで、県の後期高齢者医療連合は、今後75歳以上の高齢者健診資格のある人には健診通知を出すよう自治体に通知するということでしたが、そのような通知はあったのかお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 現時点で、滋賀県後期高齢者広域連合からの通知はございませんが、平成29年度以降につきまして健診除外対象者の抽出基準が見直され、本人からの申請によることなく、あらかじめ対象となるべき方に対しまして、受診券が交付できることにつきましては説明を受けているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 本来なら75歳以上の高齢者の健康診査の健診通知については、やっぱり平成26年度時点に戻して施設入所者を除いては健康診査の通知を全員に出して、その中に、ただし血液検査などを行っている人は除くとしてただし書きをして、やっぱり通知すべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 除外対象についてのただし書きを付して全員に受診券を

送付することについてのご意見、ご質問でございますが、先ほどのご質問でお答えをいたしましたように、平成29年度からは健診除外対象者の抽出基準が見直されまして、潜在的な受診対象者も含めまして受診券が送付されることとなっておりますので、全員への受診券の送付、あるいは受診対象の除外となる旨の文書等は記載が必要がないものと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 後期高齢者医療制度そのものに問題があると思いますけども、現状の制度の中で国は保険料軽減措置をなくそうとしていますが、そのようにすれば、高額な保険料を払えない高齢者がどんどんふえると思います。国に対して、軽減措置の継続を求めていくべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 平成29年度からの廃止が検討されております後期高齢者医療保険料の特例軽減につきましては、制度開始時に経過措置として設けられた特例措置でございます。現役世代の負担増や公平性の観点から思慮いたしますと、いずれは本則に戻すことはやむを得ないものと考えております。

しかしながら、被保険者に急激な負担増が生じる場合にあっては、適切な激変緩和措置を講じる必要があるものと考えておりまして、現に滋賀県市長会や滋賀県後期高齢者医療広域連合から、滋賀県や全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国に対しまして要望書が提出されたところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） この保険料の軽減措置は、この後期高齢者医療制度のできたとき、08年の制度発足のときに大きな批判が広がる中で、自公政権が高齢者の立場できめ細かな対応として軽減措置をやったんです。そういう中で、今もうほとぼりが冷めたからこの制度をなくすというのでは、どんどん年金も削減されて、高齢者がどんどん高齢化していく中で、医療負担もふえて本当に大変やと思うんですけども、そこでやっぱりこの軽減措置の継続を求めるということをやっぱり地方自治体がしっかりやることが、市民の命と健康を守り、安心・安全の暮らしを守ることであると思います。

厚生労働省は、75歳以上が加入している後期高齢者医療制度で、低所得者の負担軽減の特例軽減を2020年度までに段階的に廃止する方針にしています。それで、この特例軽減は後期高齢者医療制度のとき、うば捨て山だと反対世論に押されて、そういう中で制

度が設けられました。厚労省は、特例軽減の段階的廃止の中で、低年金や所得の低い人の問題が改善されたわけではありません。後期高齢者医療の保険料特例軽減の廃止で負担がどんどん2割からまた10割にもふえます。医療費の窓口負担も最大8,000円やったやつが1万5,000円にふえるとかいうそういう新聞報道もされています。やっぱりこういう制度そのものに問題があるということなので、しっかりそういうのは国に対して制度の継続を求めてほしいと思うんです。再度答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 保険料の軽減特例につきましては、法令に基づく制度的なものではございません。国の予算措置に基づくもので、後期高齢者医療制度といった社会保障制度の安定した制度運営を基本としてこのことについては考える必要があるものと考えてございますので、本則であるものが基本的には安定した制度ということで制度設計がされておりますので、ここに戻していくことが必要になってくると思います。

ただ、先ほど繰り返し述べておりますように、既に国に対して急激な負担というものがあつた場合につきましては、それ相応の措置は講じる必要があるものというふうに考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） こういう国の制度絡みなので、また市でも生活支援者制度とかやっておられますので、その辺も含めてまた総合的に対応していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。小中学校のトイレを洋式トイレに。設備、施設整備を含めて質問します。

一般家庭で使用しているトイレは、ほとんどの家庭が洋式トイレになっていますが、市内に小中学校は9校あります。まだ洋式トイレになっていない学校が多くあります、子どもたちは、家庭や公共施設で洋式トイレが主流で、和式を使ったことのない子どもたちもいます。学校には洋式トイレが少ないため、休憩時間に洋式トイレに児童・生徒が集中し、混雑するという声も聞いています。おしっこを我慢するのは健康上の問題からもよくなく、早期に洋式トイレへの改善が求められます。

11月24日、学校のトイレを視察してきました。中主中学校の校舎では、1階だけが洋式になっていました。しかし、2階、3階の4カ所のトイレのうち、洋式トイレは各階1カ所しかありません。学校ではまだまだ和式が多く残っています。その中にも、家庭で

和式しか使っていない児童も一部はおられますので、和式トイレも一部に残してほしいという保護者からの声もありました。日常生活の中で、ほとんど洋式トイレになっている中においては、そうした対応もしながら早急な改善が求められます。市内の小中学校では、洋式トイレと和式トイレが半々ぐらいに設置されていますが、校舎の建築年数が経過している学校では和式トイレが多いのが実態です。

トイレの問題、施設整備について質問します。

本市では、学校ごとに洋式トイレの改善計画はされているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員の小中学校のトイレを洋式トイレにの1点目でございます。学校ごとに洋式トイレの改善計画はされているのかについてお答えをいたします。

トイレの洋式化を含みますトイレの改修につきましては、老朽化した給排水管の更新、あるいは仕切り板、内壁や床の改修などが必要であります。このように、抜本的な工事が必要となることから、トイレの洋式化も大規模改修工事等を含めまして施工してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 老朽化とかいろんな工事の中で大規模工事に含めてやるということでありましたけれども、その計画がやるということじゃなしに、いつ、その計画きちっとスケジュールを立てていただいて、その辺もまた明らかにしてほしいと思います。この辺は、いつやるというところまでは決まってないですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 大規模改修等につきましては、野洲市の小中学校施設保全計画に基づき実施をすべきところでございますが、一部教室の早急な改修等が必要なところがございましたので、当初の計画どおりには進められていないのが現状であります。この緊急度を見極めながら、各学校現場に応じまして、各施設などの老朽化対策などを合わせまして、子どもたちが意欲的に学べる環境設備を順次整備を行ってまいりたい、早急に行なってまいりたいと考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） お金も要ると思いますけども、またできるだけ早くそういう改善をしていただきたいと思います。

次に、市内の学校、野洲北中では屋外トイレに多目的の障がい者トイレがないんですが、その辺は設置すべきだと思いますけども、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 屋外に障がい者トイレを整備するには、先ほどの答弁と同様になりますが、多額の財源を要しますことから、緊急度なども見極めながら学校現場に応じた老朽化対策などと合わせまして、子どもたちの学ぶ環境の改善に向けて順次整備を行っていく考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 他の工事と合わせてやっていくということなんですけども、他の学校の施設には全部設置されているので、ここだけがないということは、やっぱりちょっと問題やと思いますので、設置に向けてまた早いことやっていただきたいと思います。

次に、中主小学校の校舎の1階通路で水漏れがあります。どこから漏れているのか原因がわからないということで聞いていますが、この水漏れについてどのような調査をされたのか、今後どのように対応されるのか、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 中主小学校の校舎1階の通路の水漏れについては、大雨のときとか風向きに、ひどい風とかそういう激しいときに窓枠からしみ込んで廊下に雨水が入ることを言われていると思いますけれども、この件につきましては、学校から現状についてはお聞きし、現地確認を行っているところでございます。

今後の対応でございますが、中主小学校の旧館は先ほど申し上げました保全計画の改修計画がある中で、改修までの間は学校現場と連携をし、現場状況やその緊急度を見極めながら対応を検討する必要があると考えております。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今、雨降りとか何とかで、僕も見てきたんやけど、通路がほんまに水どぼどぼになって、布とかいっぱい敷いて、窓のところにかばんとかいろんなひっかけるところをつくっているところがあるんですけども、そこだけは水が漏れるからひっかけられないようにしてあるんです。こんな教育の現場として、やっぱりいかがなものかと思います。やっぱり老朽化で今後対応されていくということなんですけども、やっぱり

この漏水というのか、雨漏りかな、これはしっかりと対応していただきたいんです。できる限りの。その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 先ほど申しましたように、対応の方を行ってまいりたいと考えてございますので、どうぞご理解の方をよろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 早急によろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時35分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3号、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

今日は大きく2点について質問をさせていただきます。

1番目は、山仲市政3期目スタート、3期目の施政方針と具体的な方策について、市長にお伺いいたします。

まず、山仲市長、3期目のご当選おめでとうございます。

山仲市長の3期目が始まって1カ月余りが過ぎました。市長は、去る11月8日の臨時議会において、透明・公平・公正で力強いまちづくりを進めること、当事者とその課題解決を優先とした政策づくりと公共サービスの提供、仕分け方式でなく、比較的優先度の低い施策、事業を廃止していくという進め方による行財政改革の3つを柱として、子どもの学力、体力、人間力が伸びる教育、児童、高齢者への虐待の防止と解消など、市長選で掲げられた31の提案に基づき、具体的な取り組みを上げて所信表明をされました。

山仲市長の2期8年間の実績から期待感がある一方、少子高齢化問題や人口減少の進行、国内外の経済状況、地方交付金の減税など、問題や課題が山積みであります。そんな中、掲げられた取り組みが着実に実行、実施されるのはいささか心配でもあります。このような観点から、3期目の市政の取り組みについて質問をいたします。

まず、透明・公正・公平で力強いまちづくりを進めることとしておられますが、具体的にどのように進められようとしているのか、これまでの取り組みの評価も含めてお伺い

たします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

岩井議員から、私の3期目スタートに関しましてご質問いただきました。

まずは、透明・公平・公正で力強いまちづくりについて、どういうふうに進めていくのかというご質問いただきましたが、これまで今申し上げました透明・公平・公正を基本に市政に取り組んでまいりました。具体的に申し上げますと、庁内の取り組みですけれども、形骸していた庁議、いわゆる部長会議を抜本的に見直しまして、週1回必ず開くと。それとあわせて次長級の会議である調整会議というのをきちっと連携した会議として位置づけまして、組織の意思決定を明確にしました。そして、この会議内容につきましても、できるだけ速やかに内容の公開を行っております。庁内で共有化して、かつ市民の皆さん方にも内容をご覧いただけるように変えました。これによって、随分透明化が進んだというふうに思っております。

また、土地開発基金の問題、また市が直接あるいは公益法人等を支援する形で整備した施設や取得した用地の市の負担状況、いわゆる隠れた借金問題も明らかにして、その解決にも市議会に諮りながら進めてまいりました。こういった取り組みは当然継続拡大をしてまいりますが、特に透明性につきましてはこれを一段進めるために、所信表明でも申し上げて今もご引用いただきましたが、こういったそれぞれの事実とか情報の開示にあたっては、当然客観的に全てお出しをいたしますが、あわせて過去の経緯とか、あるいはその背後にある仕組みなども含めて市民の皆さんにお伝えをしていくことをもう一段進めていきたいと思っております。これによりまして、市民の皆さん方の主体的な市政参加が促進されるというふうに考えています。

先般も市民の方たちと話をしていると、市長選、市議会議員の補欠選挙もありましたが、投票率が低かった。その前の国政選挙よりも低かった。なぜなんですかと、もっと何とかして下さいと。私に言うよりは選挙管理委員会の問題でしょうというお問い合わせもありましたけれども、これは、私、ちょっと説明はできていませんけれども、いずれにしてもいろんな背後の仕組みとか背景をお示しすることによって、より市民の主体的な参加が促進されるというふうに考えております。

また、いろんな行政手続で不適切な対応事例などがこれまでありましたけれども、こういった事例を、あるいはまた失敗事例含めてデータベース化をしまして、内部での共有化を

図ると共に、これをもって職員研修を充実していくという取り組みも進めたいと考えています。

さらに、野洲市ではいわゆる口ききなどの不適切関与や行為についての制度を持っていませんので、これも庁内共有化を図ると共に、公表する仕組みについてもこれまた議会の皆さんとも相談しながら、きちっと制度を整えていきたいというふうに考えております。

以上、まず透明・公平・公正という点につきまして、これまでの整理と今後の取り組みについて一端をご説明させていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 今は部長級クラスの会議を定例化していくことや、また市政に少しでも参加をいただくように透明・公平・公正なそういった取り組みを一段と強化していくというお話でありました。

2つ目に、当事者とその課題解決を優先した政策づくりと公共サービスの提供とされていきますが、具体的にどのような想定をされているのかお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いわゆる当事者主体のまちづくり、公共サービスの提供についてのお問い合わせでありますけれども、一般的には市民サービス、あるいは市政の課題解決といたしますと、当然市民のため、まちのためなんですけど、一般的にはやはり国の制度があったり、いろんな社会経済状況を前提にやりますので、つつい当面の課題とか市民の状況がおろそかになる可能性があります。野洲市の場合は、これまでできるだけそういうふうにならないようにということで行ってきました。例を挙げますと、例えば農業の振興につきましても、通常は国の農政というのが一番大きな枠組みになっていますけども、5年前に農業振興計画という独自の制度をつくりまして、個別の支援を行ってきたとかやってみずし、市内では今青年農業者クラブの活動が盛んでありますので、これまでも話し合いを持ってきましたけども、市長選終わってからまた改めて青年農業者と懇談をいたしまして、要望提案としては国の土地改良に係る補助金についてもなかなか使い勝手が悪い、あるいは抜けている部分があるというご提案でありましたので、そういったところを市独自で支援ができないかという検討も今後進めていきたいというふうに考えております。

また、子育て支援に関しましても、特に本市の子ども園とか、あるいは学童保育、これ独自のサービスを行っております。これも保護者、あるいは子どもたちの状況を見ながら

築き上げてきた制度でありますので、こういったものをよりよいように改善をしていくということで、今後もまさにまちの課題、当事者主義で進めていきたいというふうに考えております。

特に子ども園に関しましては、保育士さん、今年退職プラスアルファまた募集いたしましたけども、想定以上に応募があつて、採用ができております。これも個々の応募者の意見聞いていますと、働きやすいという意見も出ていますので、こういったこともやはり当事者、これは保護者であると共に、働いている保育士、教諭の状況も踏まえた改善が進んでいるのではないかなと思いますので、今申し上げましたように当事者主義で進めていくということをもう一段進めていきたいというのが、私が今考えていることであります。

また、市民生活相談とか生活困窮者支援もまさに同じ視点でやっています、市民のさまざまな課題をきちっと位置づけてやっていくと。これもまだ全国のモデルとは言われてはいますが、まだまだ課題がありますので、こういった分野についても力を入れていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 市民のため、特に農政問題でも個別支援を今後もしていきたいということ、また国の補助金の使い勝手が悪いということで、市独自の支援も考えていきたい、また子ども園のことなんです、友人の方で自分の息子のお嫁さんがもう次1年しか休めない、もう産休は取れないのに、ここが決まらないために、またもう1年再度挑戦しているけれども、なかなか保育園に行けない、子ども園にとってもらえないということをちょっと相談されました。そのときは、保母さんが足りないということで、せっかく設備がありながら受け入れができないという状況を聞いていたんですけども、この間平和堂の前でも誰が立ってはるのやろうと思ったら、保育園の保母さんを募集していますといって一生懸命職員の方です、募集をされていたのを思いますと、今こうして十分な募集があったということで、その面では安堵しておりますし、困窮者支援にいたしましても、日本でもモデル的なものだと言われながら課題は満載かと思います。今後とも力強い姿勢でもって進めていただきたいと、このように思います。

3つ目の行財政改革について、優先課題重視型の進め方についても具体的にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどからいろいろなご質問があつて、できるだけサービスを切らないようにとか、安くするよつにということはあるんですけど、やはり全体の限られた財源の中でできるだけ安定的にサービスを供給しようと思つと、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという手法は避けて通れないと思つても、その場合も切つていくというのを主眼にしますと、全体の市民生活がおろそかになる、安定しないということで、まづ今の市民の状況からすると、どういつた課題でどういつたサービスが本当に必要なのかといつところに着目してこれまでも進めてきました。

今後の進め方ですが、例えばですが、既に今検討段階ですけども、プール、野洲市は唯一県内で温水プールを持っています。ただ、クリーンセンターで温熱が24時間恒常的に副産物として出るとつことで、これは当初から熱を利用しようといつことで検討してきて、プールと温浴施設といつことでやってきました。結果として、何とか今の温水プールはそのときまで十分持つといつ話だったんですが、既にご案内しましたよつに、もう天井の劣化が激しいといつことで、今ちょっと点検中でありつても、いずれにしてもプールを新たにつくらなくても新しい政策展開でそういつたサービス、施設サービスが供給できるといつ体制になっておりますし、先ほどからも山本議員ご心配いただいた児童の取り組みです。私も児童館否定はしませんけども、まづ必要なのがやはり子育て支援として学童保育といつことでしたから、先般も県内の学童保育の全県大会、野洲市で大体いつも行つてもらつていまして、祝辞を述べに行きましたけども、高く評価をされています、他市からは。ここまでやつているのかといつぐらいですけども、それをやることによつて、児童の施策についてもある程度均等にサービスレベルも上がつてきているといつことで、山本議員とは若干違つますけども、児童館のサービスもとつりあえずは終えることができるといつことですし、あと人権施策につつましても、部落差別といつのはまだ厳然として存在していますから、きちつとした取り組みが必要ですが、人権施策の中で一元的にやることによつても市民生活相談ですとか、生活困窮者支援、あるいは滞納者へのそれなりの丁寧な対応といつたことが人権施策を総合的に展開することへの信頼感につながつていると思つますので、こういつた形で切つていくよりは、先にサービスを充実する形で対応していくといつ取り組みを今後も一層進めていきたいといつふうと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 今のたまたま体育館、温水プールについてのご意見が出たんで

すけれども、これは劣化のために天井が落下したというようなことなんです、これは直していただけるんですか。それとももう移行ということでそのまま据え置きになるのか、ちょっと私質問受けたんですけど、答えられなかったんで、ちょっとついでに済みません。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） プールですけども、今調査中で、直せるものなのか、直すといっても抜本的な改修しようと思うと相当お金がかかります。ですから、当初担当課が言ってきたのは、ネットを張って落ちても安全にということなんですけども、本当にそのレベルでいけるのかどうか、2段階で今故障が起こっていますから、最初的时候にはそういうことでも可能かなということであったんですが、現状を聞いていますとそういうことではおさまらないということなので、詳細に専門家に検討していただいて、改修、補修ができるのか、あるいは最悪の場合はもう休館しないといけないかもわかりません。別の計画が出ていますので、そこに何千万もとか億単位のお金をかけるというのが合理的かどうか、こちらだからそういう意味では答えを持っていませんので、また議会に客観的なデータをお示ししながら相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 事故でけがされたということとかもなかったのも幸いかなと思いますけれども、待っておられる子どもさんもおられますし、ひとつ市として一番いい方法でこのプールの問題もしていただけたらなと、このように思います。

次に、市長選で掲げた31の提案に基づいた具体的な取り組みの中から、最近の状況も踏まえて幾つか質問いたします。想定される課題、問題についても触れながら取り組みの方策など具体的にお願いたします。

1つ目、子どもの学力、体力、人間力が伸びる教育では、子どもたちの成長環境が厳しくなる中で、どのような具体策を考えておられるのかお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 子どもの学力、体力、そして人間力が伸びる教育ということでもありますけども、一般的には教育といいますと学力、体力なんですけども、やはり総合的に人間的に成長するという、そこを支援するのが一番大事です。

先週の週末も恒例のはつらつ野洲っ子の取り組みをやっていただきまして、子どもたちの夢とか希望とか、あるいは経験を語ってもらいました。やはりそれを聞いていまして、いかに経験が思いにつながるのか、当たり前ですけども。単に情報をもって思いじゃな

くて、自分がうれしい思い、あるいは家族の不幸だとか、あるいは友達の不幸だとか、自らのろんないじめとか、こういった苦しい体験も含めて、それをいかに思いとして整理をして、そして希望を持っていくかというこのサイクルと申しますか、これが大事でして、そういう意味では子どもたちに単に勉強するとかスポーツする、これも大事ですが、さまざまな体験ができる場をつくっていくということが全体的な人間成長に有効だと思っています。

これまでやってきたのも教育委員会主導で、野洲市では小中学校で学校や地域の特色に合わせて、子どもが生き生きと学習や活動ができる元気な学校づくりを進めてまいりました。またあわせて、地域の応援として学校応援団という取り組みもやってきまして、今申し上げた単に勉強するだけじゃなくて、地域との連携とか子どもたちの自発的な活動を促すという取り組みをやってきましたが、こういったことが一層伸びるような取り組み、支援をまず行っていきたいと考えています。

それと、具体的に今後考えていることでは、授業や学校行事の中でさまざまな分野で活躍している人たちに触れてもらう、あるいは芸術に触れるという機会も増やしていきたいと思っております。今まだ予算編成の前段階ではありますけれども、来年度びわ湖ホールで声楽アンサンブルでオペラ公演を県内回ってまして、野洲の小学校の生徒も過去に1回やったことあるんですけども、来年度も小学生、基本的に全体に、全て強制ではありませんので、あえて希望されない方は別ですけども、野洲文化ホールとさざなみホールで公演をしてもらって、それを体験してもらうというプログラムをぜひ入れたいなと思っておりますし、今申し上げた学校応援団等の地域の人材を生かした取り組みとして、豊かな体験をしたり、地域の人たちに講師に来ていただいて、先に申し上げたさまざまな多様な接点、豊かな接点を子どもたちに持ってもらい取り組みも進めていきたいと考えています。

また、子どもの豊かに伸びる学校環境づくりといたしましては、先ほども東郷議員からご質問がありました学校の修繕、かなりこれ過去8年間やってきました。さっき教育部長はいろいろ苦し紛れに答弁していましたが、中主の学校だけは耐震化が合併直前になされていたので手が加えられませんでした。ということがあるので、最近の時間雨量50ミリとか80ミリのときには、本当にどこから雨が漏ってくるかわからないぐらいにサッシから漏れてきています。空調もできていますし、なかなか中途半端に直せないのも、大規模改修のときにお手洗いもということで、決して放置しているわけではございません。野洲の中学校なんかも私就任したときは本当に雨漏り、玄関が雨漏りするぐらいひどかつ

たんですが、耐震対策と合わせて大規模改修して完璧になっていますが、過去のことを言っても仕方がないんですけど、ちょっと中主の小学校の状況なかなか難しい状況です。今年も教室もふやしましたけど、いずれにしましても、子どもたちの学びの環境を一層やはり改善していくという取り組みは進めてまいりますし、これも既にご案内していますように、ICT機器の整備を計画的に進めて、教員と共に子どもたちの学習が進むような支援システムを導入していきます。

また一方、子どもの生活環境厳しいですので、スクールソーシャルワーカー、これ既に今年度から県の制度に加えて市単独で県内でも珍しく入れています。今後もこの効果を見極めて、増員とか拡幅をしていきたい。

先般も、県は国の制度しか入れていませんので、ぜひ県独自でもやはり県内の市町に支援をしてほしいという要望をしましたら、するかしないか、何かするような感じの答えをいただいたんですが、それは別として、市としても一層の力を加えていきたいというふうに思っています。

それと、生活困窮家庭の児童の支援、学習支援、Y a S c h o o l も展開していますが、これも一層充実をしていきたいというふうに思っています。

それと、今課題になっている学校図書館の活用ですとか、英語教育の充実といった面についても、一層の改善と充実を加えていきたいというふうに考えていまして、こういったことによりまして、子どもたちの多様な成長を支援していきたいと考えています。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 地域間との連携、いわゆる学校応援団とかという地域と密着したこういう方々と一緒にされていくというのも大変大きな意義があると思いますし、ソーシャルワーカーも独自で、国だけではなくて独自で考えていきたいと、そういうことも結構熱心に今までからしていただいているのでいいかなと思います。この学力、体力以前に、私も生活保護を受けて育ったものですから、やっぱりスポットが当たらないというのか、本当に寂しい思いや家で勉強するということが自らの環境も成り立たないおうちもたくさんあるかと思っておりますので、ぜひそういうところにも十分に目を向けていただけたらなと思っております。

次ですね、2つ目、児童への虐待の防止に関しては年々増加しています。先日も第4回フォーラムで市長おっしゃっていたんですけども、初めて市長に就任されたときは年80件、今では420件と、この虐待もふえているということなんですけど、これはこれだけ

明らかに虐待が表面化してきた、言えるようになってきたというあらわれでもあると思うんですけども、児童虐待に対してどのような対策を考えられているのかお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 児童の虐待への対応でありますけども、今もご質問でもご指摘いただきましたように、本当に深刻だと思っています。少子とされている中で、子どもたちが減って行って、本当は先ほど申し上げたように学力、体力、人間力伸びるような支援をしないといけないのに、方向としては逆行で、虐待の件数が本当にふえているという、これは深刻に受けとめるべきだと考えています。

数的に申し上げますと、今もご指摘いただいたように、平成27年度の1年間で家庭児童相談室に寄せられた相談件数は実数で731人です。そのうち、児童虐待に関する相談は実数で419人、昨年が389人でしたから、対前年度比で107.7%ということで、約8%ほどふえています。

児童の虐待は、子育てに対する不安とかストレス、また経済的な問題、そして人間関係の希薄化に伴う地域社会からの孤立などさまざまな要因が複雑に絡み合っていて起こっておりまして、これに対応するためには、まずやはり早期発見、そして相談体制の充実、そしてそれによつての対応が重要です。

現在、家庭児童相談室、これも野洲市ではこの中には社会福祉士とか幼稚園の教諭とか保育士資格を持つ職員を配置することによつて、単に行政レベルのサービスにとどまらない対応をしております。

また、先ほど申し上げましたスクールソーシャルワーカーを採用いたしまして、野洲市スクールソーシャルワーカー連絡協議会、これは各分野の関係者が集まっている協議会もつくると共に、野洲市中学校生徒指導連絡会議等と情報共有を図りながら、連携した手厚い取り組みを現在進めています。

また、リスクの高い妊婦とか健康未受診児等についても健康推進課と保健協議を行うなど、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携体制をとつて、早い段階から対応を行っております。

主な対策といたしましては、虐待のおそれやリスクを抱えている家庭の支援として、養育支援訪問事業、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合の子育て短期支援事業、児童委員等が1歳児のいる家庭を訪問する子育て家庭本問事業などを展開してお

ります。

また、生活困窮の支援の面からは、学習機会の保障を行い、学習習慣を身につけ、貧困の連鎖を断ち切る生活困窮者の子どもに対する学習支援として、先ほど申し上げたY a S c h o o lの実施をしております。

また、虐待リスクがある生活困窮世帯に対しましては、この面でも単に学校だけじゃなしに、スクールソーシャルワーカーと連携した切れ目のない支援を行っています。

さらに、今後はですが、関係職員の能力向上、スキル向上を図るために、コモンセンスペアレンティング、C S Pと略してはいますが、これの開催とか、スクールソーシャルワーカーの充実によって児童虐待の未然防止と適切な対応を進めていきたいと考えています。

また、本年10月に施行しました野洲市くらし支えあい条例に基づきまして、地域見守りネットワークの充実を図ることにより、日常生活の異変のできるだけ早い段階での発見対応にも体制を強化していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 行政面だけではとまらない、とどまらないというんですか、連携した体制で今後もいろんな意味でやっていきたいといういいお言葉をいただいたんですけども、これ、当初80件だったものが今は420件と膨大にふえていますが、これに対応している職員はその人数ある程度ふやしておられると思いますけれども、賄えているのか、職員、あるいはソーシャルワーカーの中でこういったものが今後十分に対応も難しいかなと思いますけど、そういうところの対策はどのようにされていますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の虐待含めて、子どもたちへの支援ですけども、もともと就任したときは家庭児童相談室もありませんでした。野洲市は、市になって、本来は福祉事務所も必要だったんですけども、福祉事務所の体制もなかった。まず、福祉事務所も立ち上げて、速やかに家庭児童相談室というのもつくりました。そのときが80件であって、その後、専門の室を整備して順次職員を充実しまして、恐らく子どもの数からいきますと県内でも職員数は多い方です。少ないよりはもっともっと多い方がいいんですが、現行ではほぼ何とかなっているというふうに思います。当然たくさんいればもっときめ細かなことができますが、他の分野、子育て支援、健康推進課でもやっていますし、教育委員会でも

やっていますから、そういったことを考えると、今の体制はそれなりに適切であるというふうに考えています。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 今福祉事業所、あるいは児童家庭相談室というのを合併以降設けられたということで、とつてもよくしていただいていると、本当に聞かなかつたらなかなかこういうこともわからないんですけれども、そういう解決に向けて一步一步前進して下さっているという、また努力をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

次、3つ目ですけれども、野洲駅周辺整備に関しての方向、特に商業、交流施設に関しての考え方についてお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問の野洲駅周辺整備につきましてですが、これにつきましては市民代表、あるいは産業界、そして国機関、交通機関入れまして野洲駅南口周辺整備構想というのを策定いたしました。これが平成26年度であります。それに基づきまして、商業、交流施設、広場、そして病院、そして次の段階としては文化小劇場、文化ホールも含めた大きな展開もその中に位置づけています。たちまちの解決課題としては、商業交流施設とそして広場、病院ということで進めています。

病院につきましては、もう既にお示ししていますように基本設計段階に入っていますが、商業交流施設につきましてはUR、都市機構と連携して調査検討を行ってきました。ただ、病院が一回とまったということもありまして、やはり病院の魅力で商業の誘因力があつたわけですけれども、そこが少し定まらなかつたということなので、先にやはり病院の構想を優先する中で、もう一度地域の魅力を全体訴える形で商業とかいった機能を入れ込みたいと考えていますが、一方では病院と連携した子育て支援、高齢化、あるいは市民が集まっていたら交流する場所、そして具体的には図書館の分室とか子どもたちの居場所とか、そういった検討は市独自で行いますので、今市内でこういった機能を駅前に集約するのかといったことを内部で検討すると共に、トータルにその魅力を経済界、あるいはそういったビジネス分野に訴えかける作業をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

では4つ目、平成32年度野洲駅前の開院を目指して進めている新市民病院についての課題及び対応策についてお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院につきましては、先の特別委員会にお示ししたのが直近の状況でありますけれども、本年4月から実施しております仮称野洲市民病院開設支援業務委託におきまして、新病院の組織、人事体制、運営システム等、こういったことで新病院の経営組織に係る計画策定に現在取り組んでおりまして、これをもとにしまして、平成29年度末には新病院の運営に関わる主な内容、組織機構、要員計画、職能要件等を定める予定をしております。

また、新病院で働く医師、看護師等優秀なスタッフの確保についてでありますけれども、これも平成30年度を目標に、特に滋賀医科大学等からの医師の派遣を受けるために具体的な仕組み、そして現野洲病院で働いておられて、これ当初から申し上げてはいますが、実績能力、意欲のある職員さんの採用を含めまして、新規に病院スタッフの採用のための方策を検討して、今後職員採用の手続を行う予定です。

また、本年8月から着手しております新病院の基本設計業務では、現在病院施設としての各機能の基本的な配置を定めるため、建物全体における各医療機能の合理的な配置の検討を進めておりまして、先ほど申し上げましたように、先の特別委員会でお示しをしております。

ただ、このお示ししたのは素案でありまして、基本計画をベースにしたものであります。現在、その後、具体的な個々の検討作業を進める中におきまして、事業の収支計画はお示ししているとおりでありますけれども、やはり今後の展開を考えると、いろんなスペースの確保、あるいは各階の配置等、あるいは病棟の数、病床の数、トータルの病床は199床変えませんが、そういった、そして診療科目も基本的にお示ししているとおりでありますけれども、本当に設計に入った段階の中で詰めていく中で、今申し上げた病棟数、病床数の再編とか、あるいは建物の高さも今お示ししている高さでいいのか、もう少し低いのがいいのか高いのがいいのかといったことを今検討中で、またこれはスケジュールどおり市民、専門家、そして議会にお示しをして、具体化を図って、最終的な基本設計に移っていきたいと考えております。

そして、これも先ほど申し上げたように、特別委員会で示しましたけれども、平成32年10月に駅前に設置する計画でありますけれども、前倒しをして、手続の円滑化というこ

とで、平成31年7月を目処に現野洲病院の施設を利用した市立病院の開設を前提としております。

このためには、現野洲病院の円滑な廃院と共に、現野洲病院の医療機能や資産等を適正に新病院に承継することが必要でありまして、本年7月29日に野洲病院と締結いたしました仮称野洲市民病院の開設に向けた基本協定書に基づきまして、今後弁護士の法的な支援を受けながら、現野洲病院から承継する各項目、この中には資産、負債、権利義務等についての具体的な協議、検討を速やかに今後行っていく予定です。

今回の野洲病院からの事業譲渡は、法の合併等の規定に準じた考え方をとることや、患者、カルテなどの個人情報も適法かつ円滑に引き継ぐことを含めまして、医療の継続性の確保が必然であることを踏まえまして、既にお示ししておりますとおり、資産及び負債を問わず承継する包括承継の方法を採用することとしております。この場合、負の資産として承継する現野洲病院施設の除去費用、現在の算定では4億6,246万円と算定しておりますけれども、これを含めて承継する予定ですが、例えばこれを承継しないという場合においては、病院事業での除去費用の計上はなくなりますけれども、一方で今試算している野洲病院からの承継資産の見込み額がその分減ってまいりますから、市の一般会計が除去費を支弁するような計算結果に変わるのみでありますので、現在のところはいろんな意見ございますけれども、包括承継をする方向で進めております。

また、この手続におきましては、市の貸付残額、これ現在のところ2億2,600万と推定しておりますけれども、これの繰り上げ償還という考えもありますけれども、そうした場合、三上会から承継されるプラスの資産が減る一方で、その分が繰り上げ償還金として形を変えて先に入ってはまりますけれども、ただお金が先に入るだけでありまして、実態としては何も変わらない。むしろ野洲病院の廃院までの健全な経営を損なう、あるいは士気の低下、運営のインセンティブを失わせるということでもありますので、包括的な事業承継において、今考えている方が健全なスキームであるのではないかというふうに考えております。

以上のとおり、平成32年10月の新病院の開設に向けまして、確実に進めてまいりたいと考えておりますが、この予定もまずは今議会に提案をいたしております条例案が議決され、来年4月から本市におきまして病院事業が正式に開始されることが前提となることを申し添えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは粛々と基本設計が行われているということで、具体的に市民の皆さんも少しずつ見えてくる中で、ああ駅前でよかったというそういう認識は徐々にはしていただけるかと思いますが、まだまだこの病院に賛成はしたけれども、駅前に不安を持っているとかというお声も確かに聞くところでございます。そういう中で、市長としてはそういった疑問に対して何かお考えはございますか。どういうふうにしていったら一番市民の方に早く駅前でいいということをおわかっていただける。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これまで長年にわたっているような説明をいたしました。今回の選挙の結果も一応賛成といいますか、駅前ということを訴えた私が当選をさせていただきましたし、これは野洲市にとって不名誉なことですけれども、反対を訴えられた候補者の一人は逮捕されました。そういった状態を含めまして、賛成の方が多いうふうには私は理解していますが、今岩井議員がおっしゃいましたように、具体化する中でご理解をいただくという手法、これが一番正道だと思っておりますので、当然いろんな情報開示は行いますが、特に取り立てて秘策があるわけではなくて、議会の審議、市民との議論というやはり一番常道、王道を踏んで市民の理解を広げていく方策しかないというふうには考えております。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 私も、今、市長の言われたことで、何回もそういうことを市民に向けて言ったからといって理解をしてもらえるかということ、やはりいろんなもので相乗効果で市民の方にご理解をいただくということ、そしてだんだんと見えてくることで、本当に夢もそこに託せる、また商業もいろんなことでそこが発展していくことで野洲が潤っていく、私はそのことに期待をしておりますし、ぜひ粛々と進めていただきたいと、このように思います。

それから5つ目、最後になりますが、市民を守る防災体制の充実強化についての具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 次に、市民を守る防災体制の充実強化についてのご質問にお答えいたします。

最近の自然災害、本当に頻度が高くなってしまっていて、洪水、土砂災害、そして地震とい

うことで、頻度が高くなるということはリスクが高まっているということで、口先だけの防災だけではだめですので、具体的な点について今後の取り組みについて申し上げます。

まず、やはり避難所の見直しです。市としても避難所はきちっと位置づけてはいますけれども、個々に見ますと水害対応、地震対応、全てに対応できるものと分かれておりますし、あと避難所でのどこまで期間が絶えらえるかということがありますので、1つは避難所の見直し。もう1つは市職員の防災に対する意識と知識、技術の向上。そして3つ目は実際の災害を想定した訓練の実施という3つが今後まず取り組むべきことだと考えています。

1点目の市指定避難所の見直しについてでありますけれども、本年4月に発生しました熊本地震をはじめとする大規模災害に備えまして、安全性はもとより、長期避難への対応ができるかどうかを点検していくことが必要で、実際今年の9月から着手をしておりますけれども、次年度地域防災計画の見直しへこれを反映していきたいと考えております。

それと2点目の市民、市職員の防災に関する意識、知識、技術の向上についてであります。大規模災害の発生時に備えた業務といたしまして、それが継続できるかどうか、いわゆるBCPの点検です。仕組みはあっても本当にそれができるかどうか。特に罹災証明の発行ですとか、避難所における避難者名簿の作成など、被災者の支援がスムーズに行えるような被災者支援システムの職員に向けてのさまざまな操作の説明会とか研修会とかいうことを行っておりますが、一層これの充実を行っていきたいというふうに考えています。

それと最後に、避難所の開設準備に向けた実践的な訓練といたしましては、今年9月20日の台風16号の上陸による土砂災害の発生に備えまして、福祉班によるコミセン三上、そして妙光寺自治会への毛布、飲料水の搬入などを行っております。また、発災時に必要な資格者の確保、職員の知識の向上に向けて、来年度以降は各種研修等に積極的に職員を派遣して、能力、技術の向上を図りたいというふうに考えています。

今までの各地の災害を見ていまして、なかなか地元の職員だけではさっき申し上げた手続ができないということになっておりますので、支援を頼む前に、まず自らの職員がそういった技能を身につけるということが肝心でありますので、特にそこに注力をしてまいりたいと考えています。

それと、実際の災害を想定した訓練でありますけれども、これまで市民、自治会、各種団体の協力をいただきまして自主防災リーダーの研修会の充実とか、総合防災訓練を進めてきましたけれども、もっと実践的な訓練に向けて、あるいは個別の課題ごとに向けた訓練、いわゆるイベント型の訓練も大事でして、これによっていわゆる意識啓発とか災害の認識

が高まりますけれども、それだけでは実際災害があったときに、個々の市民の方が何をやっていいのか、なかなか体が動かない、判断ができないということもありますので、そういった実践型の訓練を採用していきたいというふうに考えています。

それと、消防団、一番中核になりますが、今年度装備の充実としまして、風水害、火災や捜索活動等における有効な情報伝達と収集に適したデジタルMCM線の整備を行ってまいります。今後はその活用によりまして、万一の災害時に備え、湖南4市の行政、消防団、消防局との連携により、防災体制の充実強化が図れるものと考えております。

以上、幾つかの取り組みにつきまして述べさせていただきました。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは1番に避難所の見直し、2番に防災に対する職員の知識向上、BCPの点検、研修の充実など、また3番目には開設の準備の具体性と言われたと思うんですけども、私も含めてですけども、滋賀県ここに住んでいたら、そんなことめったにないわと思って、私も案外にのんきに構えております。でも、いつ、誰の身に起こるかかわらんというのが頻繁に起こっている、今日本に起こっている、あるいはまた外国でも頻繁に起こっているこの災害じゃないかと思いますので、ここは職員さんだけが襟を正していただいても追いつかない。やっぱり市民へ浸透していけるようになっていかなければならないと改めて思わせていただきます。だから、市長が言われたように、実践ですね、実践型の訓練、あるいは連携の大切さを学ばせていただきたいと思えます。本当になってしまった後に早急な対応ができるということが一番大事かと思えますので、ひとつ、今後ともよろしくお願いをしたいと思えます。

では、大きく2番目の質問に移ります。

祇王小学校通学路の危険性について。駐在所前の交差点に信号機の設置を。

祇王小学校近くの駐在所前の交差点には、毎日全児童の半数に当たる295名及び中学生が集まってまいります。その危険性については、かねてより祇王学区自治連合会や野洲通学路交通安全対策推進会より指摘や、安全性についての要望書が提出されていると思いますが、事故が起きてからでは遅いと思えます。早々駐在所前の交差点及び周辺の危険性と信号機設置についてどのように認識されているか、市民部長、お願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 祇王小学校の通学路の規制についてということで、こちらの交差点は、ご指摘のとおり祇王小学校の子どもたちが通う通学路になってございまして、

子どもたちを交通事故から守るために信号機の設置が必要な箇所であるというふうに認識してございまして、今年6月2日付で平成29年交通規制要望ということで守山警察署に対して信号機設置の要望をしているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 規制要望ですか、交通規制要望を出しておられるということですが、それはマンネリ化にならないように、ぜひとも現状を一度か何度か見ていただいて、より強い要請として持って上がっていただきたいと、このように思います。

私は、先日交差点に出向き、その実態を目の当たりにしました。当日は、スクールガードさんが2人でてんでこ舞いの状態で、私も思わず腕章のないまま黄色い旗を持ち、交通整理に立ちました。時間にすれば20分余りのことですが、300人近い児童と中学生が一堂に集中するわけですから、2人ではなかなか厳しい状態であります。児童の姿が途絶えたころ、それでもスクールガードさんが遅れて来る児童が2人いるんや、最後まで見てやらんとなときっぱり言われ、いかに日々ここに足を運び、お世話をいただいているか実感すると共に、その人間味に感慨を覚えました。

私が無理に現状をお聞きすると、今は4人が2組に分かれ、1週間で5日の間、2日出と3日出で回っている。民生委員さんがもう1人朝のタイミングが合えば出てきてくれる。お巡りさんも1週間に1度くらいは立ってくれるが、1人のときもあって、とても交差点の交通整理が追いつかないと話されていました。70歳以上と言われる年齢的なことを鑑みますと、いつまでもボランティア精神に甘えていてよいのでしょうか。寒い日、雨の日などは体にこたえます。少人数でもこうして関わって下さっているのは、自己のボランティア精神と責任感から、それしかないと思います。なかなか補充がききかねる現状では、今後誰かにバトンを託したくてもできないのが本音だと思います。保護者ももう少し協力してほしいのですが、仕事や乳幼児を抱えては思うに任せません。

しかし、スクールガードさんありきの現状を受けとめ、交差点を横断する児童・生徒300名の安全を考えた場合、保護者としても立ち番への協力の仕方はあると思いますが、市としての考え方や講じる策があれば教育部長、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） では、スクールガードのご質問についてお答えをいたします。

まず、スクールガードの登録についてでございますけども、これにつきましては地域の方々だけではなくて、保護者の方も登録されています。だから、スクールガードの登録の

中には保護者の方もいらっしゃるということで、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、保護者としての立場での協力の仕方について、市の考えや方策はどうかというご質問でございますが、既にPTAから保護者向けにスクールガードの登録の呼びかけをされているところでございます。その中で何名か登録されていることから、保護者ができる範囲での活動は一定地域の方々と一緒に取り組んでいただいているものと考えてございます。

ただ、ご指摘のように、場所によってスクールガードの人数が足りていないという問題につきましては、地域の方々や保護者の方と一緒に知恵を出し合ひまして、解決に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 今保護者の方もということでしたけれども、スクールガードさんもたくさん加盟はされているようにお伺ひはしておりますけれども、実際動いていらっしゃるのはこのように、先日もその動いておられるスクールガードさんは、自分の最寄りよりも家の近くなんだけど、ここまで出向いているんやということであらまして、お母さん方も結構もうスクールガードさんに任せっきりやないけど、ちょっとのんきにあたっていているというようなことも、ちらっと聞かせていただきました。

やはり、私は300名の子どもたちの親でありましたら、年に1回も当たらないと思うんですよね。そこの立ち番。仕事を休まなきゃいけないかもしれない、ご主人にも休んでもらわないといけないかもしれないけれども、やっぱりスクールガードさんありきだけではこれからは高齢でもございますし、そこの立場ももう少し思いやるというんですか、真剣にちょっと取り組んでいただきたいと。ぱっと聞いておられる話と、実際は違うということをお認めしていただきたいなと、このように思ひます。

次ですけれども、また、最近では高齢者の自動車事故が多発しています。認知症も国内年間6万5,000人と予想される現代、防ぎようのない事故に巻き込まれないとも限りません。ましてや児童・生徒によっては、一斉下校でないにしても、下校時の危険性は朝と同じであります。目の前に駐在所があることから、ドライバーの注意力の一層には一定効果はあると思ひますが、危険であることには間違いありません。無論、信号機設置の難しさは承知していますが、子どもたちの安全を第一と考え、信号機の一日も早い設置、あるいは早期の安全対策について、具体的に市としての対応をお伺ひしたいと思ひます。

先ほど、その信号の設置については言っているという内容でございましたけれども、言

いましたように、言っているだけではなくて、本当に真剣に現状を踏まえていただいた答弁をお願いしたいと思います。市民部長、お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 信号の設置につきましては、1点目でお答えいたしましたとおり、守山警察署に対して要望しているということでございます。

それから、安全対策についてなんですけれども、一般の交差点でやっている安全対策というよりは、さらに人優先の交通安全対策といたしまして、道路標識の高輝度化、いわゆる横断歩道とか交差点内部のカラー表示化などを行ってございまして、これがドライバーへの注意喚起ということになってございます。

今以上の対策については、ちょっと難しいのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 祇王学区の方に聞いておりますと、長年こうして同じ答えというのか、なかなか進展がないということで一般質問させていただいているわけなんですけれども、ぜひ、あそこも色分けの交差点内も色も分けて下さっていますので、今事故が起こってない状況でよろしいんですけれども、先ほど言いましたように、スクールガードさんの現状も踏まえて、一日も早い対応なり即効性のある何か策をお願いしたいと、このように思います。

また、それに関連いたしまして、通学路として、駐在所の並びの一筋手前のT字路があります。そこは学童の横断歩道標識は立っていますが、この文書を書いておりますときには、あるご家庭の植え込みがちょっと道の方に出まして、標識がわかりにくかった。でも、先日行ってみますと、すっかりときれいに枝が払われて、きれいに標識が見えるようになっておりましたので、その問題は解決いたしました。

ただ、私もずっと立ってその様子を見ておりましたけれども、横断歩道があるのにもかかわらず、ドライバーがそこで減速をしているとか、徐行しているですね、そういう事実もなく、もうすっと通っていく状態でした。また、中学生も道路の自動車のぐあいをもう耳で判断していると思いますけれども、中学生自体もそこを全然とまらずにT字路を進んでいくという感が見られました。こういうことでございますので、また私の行った当日は、前夜の雨で蒸気がかかり、ミラーは全く見えず、もう一方の道路から車道に出る中学生も、今言いましたように耳で車の接近を察知しているのか、一旦停止や徐行する様子はありま

せんでした。また、その時間帯は朝鮮人街道を避け、そのT字路を抜け道として自動車も多いと聞いています。

そこで、T字路の道にはせめて徐行の標識を、また車道自体には徐行、あるいは通学路注意と明記した注意を促してほしいと思います。高齢者の運転も多い中、わかりやすい標識や車道自体への大きな文字による明記はより効果があると思いますが、今後の対応や見込みなどについてわかる範囲でお願いいたします。

また、先日ちょっとミラーの位置がどうもちょっとおかしいということを知っていましたので、私も確認しましたら、ミラーの左側の位置がちょっと一定期間見えない部分がありますので、それは申し出ておりますけれども、それも含めた考え、見込みがあったらお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） こちらの現場なんですけれども、横断歩道の標識の設置でありますとか車道への表示、それからカーブミラーなどを設置しておりますして、一定のレベル以上の交通安全対策が行われているということでございますので、新たにこれに加えて徐行標識をつくりますとか、道路への標示までは必要が今のところないのかなと、スペースもございませんし、と考えております。

ただ、現状の横断歩道の表示ですね、菱形のやつ、あれが消えておりますので、これについては守山警察署へ改善要望といいますか、を行っているところでございます。

また、ミラーの角度が見にくいということでございますので、これまた現場に行って確認はさせていただこうと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 子どもさんの命がかかっていることですので、とにかく職員の皆さんがよく現状を踏まえていただきまして、さらなる改善をしていただけたらと。私、最後に桜生の子どもの園ですか、あそこに行くと、本当に道路に大きい字で通学路注意とか書いてあるので、高齢者になってもすごく道路のそういう表示が見やすいと思うんですね。そやけど、今の言うているT字路は、確かに横断歩道はありますけれども、そういった表示がT字路のTというか、細い方から行くところは今消えていたとおっしゃいましたけれども、しっかりとそういう表示をしていただただけでも大きな促しとなるとと思いますので、そこらあたり、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

以上です。済みません。質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

（午前11時39分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

11月定例会におきまして、大きく3問に分けて質問させていただきますので、明快なお答えをお願いいたします。

まず1番目でございますけれども、自治体における公文書管理の取り組みについて伺いさせていただきます。

各自治体においては、公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とし、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることを担保しますとしております。公文書管理法は、政策決定過程を公文書として記録し、その文書を保存の上、重要な文書を確実に国立公文書館に移管することを規定しております。情報公開法は、あくまでも存在する文書に対する公開請求しか効力を発揮しないものであるため、公文書管理法によって官僚が文書をつくり、その文書をきちんと保存し、保管期限が切れた際には重要な文書を国立公文書館に移管させることが重要になっております。また、不要な文書、これは日常的な雑務関係の文書でありますけれども、これを破棄する場合にも第三者機関の関与により、その省庁が勝手に判断し、破棄することができないように定めてもあります。

この公文書管理法は、公文書を適正に管理することにより、行政を適正、かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる皆さんもまだ覚えておられると思うんですけども、消えた年金記録問題や、さらには海上自衛隊の航海日誌誤破棄などがあるわけでございます。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けて制定の気運が高まったところでありまして。最終的には、2015年の7月17日となっております。

現在、この一部の自治体においては公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みを合わせて具体的に公文書管理に関する取り組みを進めているところでもあります。

一方、公文書管理条例が制定されていない多くの自治体でも、情報公開条例に基づいた

文書管理規則など、何らかの制度的な規定によって文書管理に関する事項等に対応していると考えられております。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、受け皿となる地方公文書館が必要と考えられますけれども、現在の地方公共団体の公文書館の設置状況は都道府県、政令市、市区町村のいずれにおいても不十分であると言わざるを得ない状況でございます。

もちろん、昨今の自治体の財政状況等を鑑みて、新規に公文書館などの施設を設けることが困難なところも少なくないというのも実情かと思えます。

自治体においては、行政の意思決定の過程等を文書として記録し、保存することで、過去の経緯を検証し、将来の政策づくり、さらには行政運営に役立てることができる公文書管理の仕組みはますます重要になると考えられます。

この案件につきましては、平成25年に1度確認しておりますけれども、これから取り組んでいくということでしたので、再度質問させていただきます。

そこで、次の点、1番目に、この公文書管理に関する取り組みについての現状をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 矢野議員の公文書に関する質問にお答えをさせていただきます。

取り組みの現状ということでございますが、文書管理につきましては野洲市文書管理規定に基づくと共に、平成25年度、今矢野議員がおっしゃいました以降、基本的な文書管理のルールを定めまして、ルールに基づいた適切な文書整理を進めているところでございます。

書庫の文書につきましては、総務課において一括管理を行っております。保管文書の共有化や保存期間ごとの書庫への移管管理を行っているところでございます。しかし、書庫に保管している文書につきましては、適切な保管を目指しておるところでございますけれども、毎年期間を設けまして整理を行っておりますが、古いもののおきまして、まだ文書箱の規格の変更ですとか、簿冊の再整理が終えていないものというのもございまして、その作業を早急に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 順次進めていただいているということでございますので、またしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以前にもこの行政マンの研修ですけれども、これは実際あのかは何かやっておられないということでしたんですけれども、その実施状況についてちょっと2番目に伺わせてもらいます。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 前回の質問からの研修の取り組みの状況ということでございますけれども、各所属に文書の取り扱い主任者を配置いたしておきまして、この主任者に毎年1回文書取り扱い主任を対象にした文書管理の説明会といたしますか、研修も兼ねてでございますけれども、そうしたものを開催いたしまして、その主任者を中心に、それぞれまた各職場に持ち帰ってその内容を伝達研修という形で実施をしていただいで、適切な文書管理が進められるようにということで取り組みを進めております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そうような管理体制が整っていることで少し安心いたしました。

次に3番目でございますけど、この公文書に関する内容、保有数、媒体ですね、これからクラウド化されると思うので、そういったCADとかそういった内容でどういうふうに媒体が今管理されているのか、どれぐらいの量があるのか、その辺、もし、わかる範囲でよろしいので教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 現在、東別館の書庫、それから仮設庁舎の書庫、それと北部合同庁舎の書庫、それと他に各施設に書庫がございます。それぞれ登録文書の保管場所ということで利用いたしておきまして、文書の保有状況につきましては、28年この11月末現在での状況でございますが、文書箱としまして4,940箱、簿冊数としましては4万941冊という状況でございます。ただし、文書庫、これは現年度、あるいは前年度、現年度分の文書についてはそれぞれ今職場の職域の中にございますので、それ以後3年以降の分について書庫に保管しているという内容でございますので、その数字でございます。

それから、現在管理しております文書の媒体でございますが、紙媒体がほとんどでございますが、一部CDとかフロッピーディスク、電子媒体ということで、あと写真、図画と

というようなものも含まれております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これだけの数で今の東館、仮設、北各部署でありますけれど、この容量としてはもういっぱいというような感じなんですけど、今後その辺の置き場所ですかね、その辺の整理はどうされていくのか、その辺、もしわかるようであれば。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 保管場所の容量、どれくらい残っているかということなんですが、現在、先ほど4,940箱と言いましたけれども、大体その箱数でいいますと、収容の可能数が約6,300ほどというふうになっております。ですので、あと1,400ぐらいの空きがあるというふうに認識をしております。

3年以降、3年とか5年とか10年とか保存期間がある文書、これはまた廃棄の時期が参りますので、一定そうした時期が来たら廃棄する分が出てまいりますし、新たに当該年度の分の文書がふえてくるということを考えますと、今これまでの経過から踏まえますと、29年、30年といったところで約300箱ぐらいの廃棄が出てくるだろうと。そして逆に新規で納める分、こうしたものがこれは年度によって若干変動がございまして、先ほど25年度からちょっと整理を本格的にというその関係で、その25、26はちょっと箱数が多くて400とか300とか、そういうふうな数字になっておりますけれども、ならしますと、もう少し少なくなるかもわかりませんので、そういったあたりで廃棄と新たなふえる分ということで、それほど急激にふえることはないだろうと、このように思っておりますので、当面はこの今の保管場所において対応が可能であろうというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 余り心配することはない。災害時でもそういった対策もまた今後考えていただきたい、そんな思いでございます。

それと、あと市長にちょっと前回確認させていただきまして、この公文書条例はどうですかということをお聞きしたら、それまでは要らないというような返事だったと思うんですけど、その辺のところは市長の見解があればその辺教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公文書条例のご質問であります。今、部長が答えましたし、矢

野議員もご指摘ありましたように、公文書というのはさまざまな行政のサービス手続を行う文書でありますので、これは職員のものではなくて、市民共有の財産ですし、これもまたご指摘のように時間がたてば歴史的な遺産であると共に、学術的な価値も持ち得ると思っておりますので、基本的にはやはりきちっと整理保存すべきものですので、できれば、今は規定はあるんですけども、今言いましたように規定というのは内部の統制のものでありますから、議会、市民、あるいは企業も含めまして共有化するという意味で、条例化に向けて制度化した方が好ましいのではないかと考えておりますので、その方向で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 時間がかかるとは思いますけど、これは歴史的な取り組みとしてしていただきたいと思っております。

5番目でございますけれども、先ほどから部長にお聞きしますと、今のところ収容とかは、廃棄分と新規分と混ぜたら今のところ場所的な問題はないということでございますけれども、もし新規で考えると、既存のままでとかいう問題になればどういった方向でというのがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 先ほど申しましたように、当面、今の現状でということでございます。それと矢野議員の質問の中にも、新たな公文書館というようなことについては財源的なものもあるので難しいだろうというふうにおっしゃっていただいております。現時点でそうしたものに組み込むというようなことは考えておりません。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 財政的な問題が一番大きな問題と思ひまして、現にちゃんと管理されておればそのままでもいいかなという考えはございます。

現行、廃棄分等々ありますので、新規に廃棄分等のその点検ですね、そういったのはどういうふうに行われているのか、月に一遍なのか、年間なのか、その辺の状況がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 点検の実施状況ということですが、現在の文書管理の手順におきまして、各所属の方から文書管理所管課、これは総務課でございますけれども、総務課の方へ文書の移管を受けるということになりますけれども、その際にこの保

存簿冊リストというのをこしらえまして、それと文書箱に入っているこの簿冊の内容、これの点検を実施いたしまして、適切に保管されているということを確認しているというところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 7番目に一応質問書かせていただきまして、これに対する監査というのは必要かどうか、僕自身もちょっと余り詳しくないんですけど、その辺のところは誰かがもう一度そういった点を監査できるのかどうか、その辺がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 監査といいますと、総務課の方は実施する主管課でございますので、点検ということになりますし、監査となりますとそれ以外のところでということになりますけど、現時点で監査というのは今までなかったということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 総務課の方でしっかりとそういった記録も残していただければいいかなと思っております。

そういった中で、8番目に書かせていただきましたけれども、こういった形で一生懸命取り組んでおられますけれども、もし紛失状況があった場合ですけど、そういったのはどう確認チェックされているのか、現行をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 先ほどの答弁と重なるかもわかりませんが、総務課の方で一括管理をいたしておりまして、保管文書の閲覧とか貸し出しについて実施をいたしておりますが、文書の所在が今現時点で明らかになっておりますので、紛失というものについてはないというふうに認識をいたしております。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） わかりました。ご苦勞をかけますけれども、こういった管理しっかりやっていただきたい思いでございます。

では、大きく2番目に移らせていただきます。2番目でありますけど、国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについて伺わせていただきます。

この夏、台風、大雨災害は全国各地に大規模な災害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法に基づきまして、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国

と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

地域防災計画におきましては、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化等を定めておきまして、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することとなっております。

熊本地震やこの夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことによりまして、災害対応に支障を来すケースも何か見られたようでございます。

東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布施行されました国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記すると共に、その第13条において都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されております。

この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても被災の大きさそれ自体を小さくすることが期待できると共に、計画策定後は国土強靱化に関わる各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援についてを決定しております。

しかし、この国土強靱化地域計画の策定状況については、平成28年度、今年の1月7日現在でありますけれども、都道府県においては計画策定済みが13都道府県、予定も含んだ計画策定中が32都道府県であります。市町村においては計画策定済みが9市区町、予定も含む計画策定中は24市町村にとどまっており、いまだ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できていないのが現状でございます。

この国土強靱化地域計画の策定につきましては、今後も発生するであろう大規模自然災害等から市民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効果的かつ効果的に行うとの観点から、早急に制定、公表すべきであると考えます。

そこで、本市におきまして、いつごろを目処にこの国土強靱化地域計画を作成しようと考えておられるのか、またその内容等についてはどのようなものを検討されているのか、次の点をお伺いさせていただきます。

まず1番目でございますけれども、国土強靱化地域計画の策定についての認識について伺わせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、1点目の国土強靱化地域計画策定の認識につきましてお答えをさせていただきます。

今ご説明いただきました国土強靱化基本法の基本的な考え方でございます人命の保護、そして国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、あるいは迅速な復旧、復興等を総合的かつ計画的に実施することにつきましては、これにつきましては必要なことというふうには認識をさせていただいておりますが、本市における国土強靱化地域計画の策定につきましては、当該計画の位置づけをどのようにしていくのか、あるいは総合計画、地域防災計画、各種計画を持っております。これら関連計画との整合を図る必要がございますので、慎重に対応をしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今後一番の答えになっているような感じしますが、もう一度確認の上で策定の今後の計画はいつごろまでにするのか、もうこのまま総合的にやっているのか、その辺がもし今の段階でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今さっき申し上げましたように、国土強靱化基本法が策定されて、市町村においては地域計画を策定できるというふうなこういう書き振りでございます。これに合わせまして、どういうふうに計画を位置づけていくのか、当然ご存知だと思ふんですけど、野洲市には頂点に総合計画がございます。その中でも当然地域防災に係る部分、安全で安心なまちづくりという部分を掲載させていただいております。それらに基づいて防災、あるいは減災の計画をさせていただいておりますので、どのように強靱化の部分位置づけていくのかというところを検討させていただいておりますという状況でございます。

今これに係ります国からガイドラインというのが出ておまして、それを見ておますと、新たにつくる計画、あるいはどこかの計画に融合させていくようなそういうような計画づくりでもというふうなことも出ておりますので、この辺ちょっと見極めながら、どういうふうにしていくのかを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、3番目に書かせていただきましたけれども、こういったものにちょっとつながってくるのではないかという思いでちょっと書かせていただきました。

例えば、具体的な国土交通所管の社会資本総合整備事業や防災安全交付金、さらにはまた農林水産省所管の農山村の地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など、いわゆる32関係府省庁所管の交付金、補助金などにおいて支援が講じられると共に、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっていますが、こういった点が考慮されているのかどうか、全然そんなの知らんよというのか、その辺ちょっと、もしわかれば認識教えていただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 3点目になります。国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援ということで、今、矢野議員おっしゃっていただきましたように、32の関係省庁の方から交付金等の交付にあたって、一定程度配慮しますよというふうな内容が公表されております。

現時点で具体的に、その一定程度の配慮というものがどのようなものかというのが現時点では示されておられません。申しますと、その交付金がどうしてもこの地域計画策定を前提としているのかどうかということも、ちょっとまだ今の段階では不明確でございます。ということもございまして、先ほど申し上げました計画の策定、慎重に考えていきたいというのと合わせまして、国の動向ですね、これを今後見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） またそういった点、よろしく願いいたします。

では、大きく3番目の課題、2番目の国土強靱化とつながる部分がありますけれども、また別の角度から質問させていただきます。

災害発生時における避難所運営について伺わせていただきます。

この夏の台風、大雨災害は全国各地で大規模な被害をもたらしてきました。災害発生時には、災害対策基本法に基づき予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任がこれは明確化されております。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することともなっております。

熊本地震や、この夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わった

ことにより、災害対策に支障を来したケースも見られたようでございます。国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めるこの間に職員がさまざまな事情から避難所運営にあたってしまうという被災者窮状をはじめ、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねない。

そこで、避難所運営に伴う具体的なことをちょっと伺わせていただきます。

まず1番目でございますけれども、内閣府が公表しております避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外のものでも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引き、いわゆるマニュアルの整備が必要であるとなっております。近年の災害多発の状況に対しまして、早急に避難所運営マニュアルの作成に取りかかるべきではないかと考えますが、現状を伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 避難所運営マニュアルについてのご質問の回答をさせていただきます。

避難所運営マニュアルについては、現在のところ策定はしておりません。現状なんですけれども、議員がご指摘いただきました内閣府の取り組み指針、こちらを参考にしつつ、福祉班、これは発災時に市の職員で構成する避難所を一番はじめに開設するための初動チームなんですけど、そちらの行動マニュアルというのを持っておりますので、こちら両方組み合わせて対応するという形で行っております。

そして、この熊本地震の発生以来、市における防災関係の施策ですね、計画も含めてなんですけれども、見直しにかかってございまして、地域防災計画だけでなく、それをより実践に近づけた形で受援計画、これは支援を受ける計画という意味なんですけど、それと避難所運営マニュアルのような形を組み合わせるというのがよいのかなというふうなことを考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 質問がちょっとかぶるかもしれませんが、これからの取り組みということになっておりますけれども、質問の順序でちょっと質問させていただきます。

2番目に、この避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっておりますけれども、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか、今職員で手分けしているというのもありますけれども、とりわけ初動期の避難所

にあっては地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表を選び、避難所の運営組織をつくることもできるようでございます。この辺、このような取り組みについてちょっと見解があれば伺わせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 発災時の避難所運営の流れについてなんですが、まず担当職員を派遣いたしまして設置をできるようにするというところでございます。そして、そこでは避難者名簿の作成でありますとか物資調達の手配と配布、それから学区での連絡所がありましたら、そちらとか救護所との連絡調整を行うということで、安定した運営ができるための準備をするということがまず第一でございます。

それと合わせまして、避難所におきます市民の方の対応でありますとか、要援護者の援護と支援の手配、そしてからボランティアさんの登録及び配置ということで、最終的には住民主体の運営となるように進めていくような手順で考えております。

そして、初動期の避難所の運営組織なんですけれども、こちらは現在進めております防災関係の施策の見直しの1つとして、今後住民向けの各種防災訓練の中に避難所の設営や運営手法の研修を組み入れていくということと、それとまた、各自治会においてももし万が一災害が起これば、事前に避難所の中からリーダーを選定願えるような仕組みができないかなというようなことも考えさせていただいているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今、部がちょっと答えていただきました3番目の質問でありますけれども、内閣府によると避難所の良好な生活環境の確保に向けました取り組み方針には地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますけれども、具体的にこういった避難所、今から検討することになっておりますけれども、それはいつごろからやっているのか、避難所運営の訓練実施状況、また今後どういうふうに進めていかれるのか確認させていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 現状と今後なんですけど、まず平成27年度以降から取り組みを始めてございまして、27年度においては職員をHUG訓練、これは避難所運営ゲームという名前なんですけれども、HUG訓練の研修に4名職員を派遣、そして実際どのようなことがあるかというような知識、あるいは運営のイメージの取得を実施してございません。

そして、平成28年入りまして、熊本地震が発生したんですけど、そのときに、それと合わせて野洲市の地域防災計画の課題をもう一度見直そうということで、避難所開設を中心とした訓練を実施できるように、今後は地域防災計画プラスマニュアル型の整備を進めていこうとしているところでございます。

現在行っている自主防災のリーダー研修会やっているんですけど、こちらは今のところは基礎知識の習得という形で重点を置いているんですけど、今後は住民主体の避難所の設置運営に向けまして、市職員が指導者となれるよう、そして避難所開設を中心とした訓練を実施できるように、学校の先生方や社会福祉協議会の職員さんも交えた訓練の計画を今のところ立案しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 並行してやっていたらということでもあります。

4番目に入りますけれども、これ熊本地震におきましては1日最大1,400名を超える他の自治体職員の派遣も受け入れた状況でございまして、内閣府の避難所運営等の基本方針によりますと、被災者のニーズの把握や、他の地方公共団体等の応援及びボランティア等の応援団体の派遣、調整等をするいわゆる避難所支援班を組織しとあるわけでありまして、本市のこの避難所支援班はどのような組織されて、災害時はどのような動きをされるのか、現状もし、今までの答えの中にあっただかと思えますけれども、もう一度整理して教えていただきたいと思えます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、支援を受け入れる体制というのは非常に重要なことでございまして、地域防災計画にその観点を取り入れていくということで、受援計画ですね、支援を受ける計画ですね、そちらを作成していきたいということと、避難所運営マニュアルをつくっていくということになるかと思えます。現在は福祉班でその役割を担っているんですけども、避難所の運営に目処が立った段階でボランティアの登録あるいは配置を行うということです。ただ、具体的な取り組みなり訓練がちょっとまだ不足の状況でございまして、今後は実践型の研修を組み込んでいきたいということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） しっかり取り組んでいっている状況の途中ではございますけど、5番目にちょっともう一度確認の上で質問させていただきます。

これは台風10号で被災しました岩泉町におきまして、避難所運営マニュアルがこれは整備されておったわけでございますけれども、役場の職員が初動期の避難所運営に携わったことによりまして、このことで円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないということでありました。

そこで、本市においてもこのマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと考えますけれども、最後にもう一度こういった整理して現状を伺わさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 現状、福祉班の行動マニュアルで対応するというふうにお答えさせていただきましたが、住民主体の運営にスムーズに切りかえられるように、そちらの方の福祉班の行動マニュアル自体も見直していくというふうなことも考えてございます。

また、答え重複しますけれども、市民が主体になって運営なりしていただけますような実践型の訓練を今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第5号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 第14番、鈴木でございます。私は2題にわたって質問を行いたいと思います。

まず1点目に、新駅設置、これ祇王駅の設置についてでございます。この話は、皆さん方、古い話ですので、皆さんお生まれになってない方もおられたときの話から始まっております。この新駅設置についての議論は、昭和30年4月1日に野洲町と祇王村、篠原村が合併した当時、祇王村、篠原村からの要望で新駅設置に関する事項に1町2村が合意した経緯があります。しかし、旧国鉄に新駅設置の要望活動を積極的に行われたにもかかわらず実現していないのが現状でございます。その後、時代の流れと共に国の施策において市町村合併の気運が高まり、平成16年10月1日、中主町と合併し、新市、野洲市が誕生いたしました。

このときの合併協議会の中で、特例債の扱いを従前から強い要望がありました新駅設置の調査費16億円が計上されておりました。しかしながら、調査費16億円が計上されているにもかかわらず、特段のアクションも起こされずに放置され、議論もなく消えてしま

いました。

新駅設置は議会からも強い要望が出され、行政はちょっと、私の覚えは、ちょっと調査年月日はわかりませんが、コンサルに業務委託をされ、その調査結果を各議員に配付された経緯がございます。

以上の点から質問をしてみたいと思います。

まず最初に、これがその当時の、これは一部の資料なんです、私が申しあげました詳細不明の年月日に出された、企画の方に行けば調査年月日もきちっとこれは掌握していただいております。この調査では、野洲駅と篠原駅に向かつての候補地をA候補地、B候補地、C候補地と3カ所調査されております。まずちなみに、候補地Aと申しあげますのは、これは野洲中主線ですね、今のP&Gの前あたりですね。候補地Bというのは、これは地図で見ますと旧野洲町の給食センターのあった場所です、あの地帯です。そして候補地Cというのは、これは南桜永原線から希望が丘文化公園に向かつての道路用地の西側ですね、これが候補地C。電車基地からごく近いところです。こういうような調査結果がコンサルによってもっと詳しい資料も出ております。この調査というのは、議員から祇王駅のそういう強い要望があったから、これは仕方なしにやったんかな。実際、本当にやろうと思ってこれをコンサルに委託したのか、その辺のことについては私は疑問に思うわけでございます。

そこで、何点か質問をいたしたいと思います。

今現在、JRへの要望はどのようにされていますのか、市長から答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の新駅、仮称祇王駅といいますが、についてのJR西日本への要望についてのご質問にお答えをいたします。

JR西日本に対しましては、毎年草津、守山、栗東、野洲の湖南4市で組織しております湖南町政協議会において実施をしておりますが、この内容はJR琵琶湖線の草津駅～野洲駅間の複々線化と湖南圏域の各駅の利便性の向上が主な内容でありまして、新駅設置についての個別の要望は行っておりません。私が就任する前からも行われておりません。

ただし、県に対しましては新駅の設置をJRに働きかけるよう毎年要望を行っておりますし、私個人としては、市長になってから篠原駅もう一回見直して、かなり関係を保ちながら仕上げてきた、その都度その都度篠原駅ができた段階で次は祇王駅ということは支社長等には要望は口頭でしております。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ちょっと確認の意味で市長にお尋ねしたいと思います。

当初篠原駅の2市1町での当初計画は48億円だったですね、たしか。48億ですね。それを、今23億円ですか、に市長になってから圧縮されたんですね。私とその篠原駅の部分について、当時の市長にそんな48億もかけてやるんやったら、篠原駅に力入れるぐらいなら祇王駅に力入れてくれたらどうやというようなことを私申し上げたことがあります。それは私も忘れていません。

今JRへの要望については湖南調整会議の中で複々線に対しての要望は行っていますけれども、この4市の中で祇王駅の設置というのは4市の中からは要望はされてないと。市長が篠原駅の事業と共にJRに対して口頭でこれはお願いしているということでしたね。よくわかりました。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、鈴木議員のご指摘のとおりです。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それで、もう当時のことを思い出しますと、本当に昭和30年の町村合併のときのこの約束事が果たせてないということについて、今非常に私も何か旧祇王村、篠原村の方を裏切ったというような思いも今現在しておるところです。

昭和30年代といいますと、私はたしか中学1年生だったんですよ。昭和30年。それがまだ現在、これ、恐らくできる見込みはないでしょう。本来は、これは旧国鉄の親方日の丸という言葉は悪いですが、そのときに行っておかなければならない事業だったと私は思っております。

じゃあ次に入ります。

これ、市長がこれは湖南調整会議で要望してないというようなことですから、この2番の請願駅とするのかJRが負担するのかということについては、市長の考えとしては、これは篠原駅と同時にJRの方に申し込んでおられるんだから、請願駅か、これはJRが負担するのか、その辺の考え方はどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私は請願駅という言葉は嫌いなんですけれども、言いかえますと、市が主体的に負担をして整備する駅だというふうに考えておりますし、JRの思いもそう

いうことだろうというふうに思っています。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 実は、私も湖南広域行政組合に入っておりましたところに、南草津駅ができました。そのときに、草津市の広域議員に、これ当然草津駅は請願駅ですよ。1つの駅をつくろうと思ったら幾らぐらい金かかるのやということをお聞きしましたら、70億ぐらいはかかるやろうと。だから、請願駅の場合やったらそれぐらいのことは覚悟して駅をつくっていかなだめだよというようなことも聞いておりますので、これは大変な事業になってくるわけですね。

③の請願駅とした場合の費用はというのは、もうこれは今私が回答を申し上げましたので市長にはお聞きしませんが、また次に、例えばですね、駅をつくって、この利用者を確保するためには、人口増を図っていかなければならないと。当然、田の真ん中に請願した駅がぽつんとできたら、新幹線の岐阜羽島駅がそうでしたね。大野伴睦さん、ご存知ですか、大野伴睦さんが新幹線の岐阜羽島駅、田の真ん中にぽんとつくられたでしょう。だから、今あの形で祇王駅をぽんとつくったら、岐阜羽島駅、大野伴睦さんと一緒ですよ。やはり、JRは民間ですから、野洲駅のお客さんを分散するというようなことは恐らくしないですね。だから、新たなまちを形成して、そこで新しいお客さんを集約してJRを利用してもらうというのがこれは商売人の考えだと私は思います。

私のことばかり話して申しわけないと思いますが、例えば市長、あそこに祇王駅をつくろうとすると、市街化区域を拡大していく。市街化区域を拡大するには、区画整理事業を実施しなければ当然いけませんね。だから、そういうようなお考えというのはありますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あの駅に関して市街化区域の拡大というご質問でありますけれども、これは既にご承知のように、昨年度策定いたしましたまちづくりビジョンにおきまして、新駅という前提ではなくて、新駅が予定される周辺の区域、約71.8ヘクタールを比較的早急な市街化区域への編入が見込まれる地域として位置づけております。これは既に議会、市民に公表しておきまして、このため、今後これらの市街地が拡大されることによって、自ずと駅をつくるために拡大するんじゃないし、こういった地域開発が伴って駅が必要になってくるということになってくるというふうに思っています。

ただ、従来申し上げていきますように、いわゆるサブゾーンといって旧の町の時代から言

ってきているあそこにつきましては、JRで東西が仕切られていますから、排水対策が大変です。ですから、合わせてそれをやらないと巨大な調整池が要るということで、土地利用効率が悪いということなので、単に絵を描くだけではなくて、今市三宅四ツ家でやっているような雨水幹線でやるのか河川整備をするのか、そういった抜本的な土地利用対策と合わせて計画しないと、有効な市街化区域の拡大は困難だろうというふうに思っております。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 確におっしゃるとおりで、その部分については雨水対策というのが非常に重要な問題だと私も思っております。ですから、でも例えばこのプランを見てみますと、A地点においては村田製作所さんもございます。P&Gもあります。そうした大企業のやはり援助を受けてでもそういうようなことを今すぐじゃなしに中期にわたって実現されるよう、企業に協力依頼をされることは考えておられますのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 駅に関して、企業への協力依頼というのはどういう依頼なのか、財源を出して下さいというのか活用して下さいというのか、ちょっとそこが不明確ですけども、そもそも篠原駅が巨大な駅でしたから、そのときにまさに8年前、2市1町でもう一回会議を持っていただいて、この計画をやったら大変ですよという、かなりかんかんがくがくの議論しました。その固めとして、あのあたり周辺、篠原、祇王の企業を回りましたら、むしろ祇王駅の方が期待が高くて、私が引き継いだときの篠原駅のイメージが随分違いましたので、それを待って自信を持って実質的には事業費半分にしていったわけですけど、機能優先で。そのときに、祇王駅の期待というのはありましたので、ただ、できれば活用するということですが、財源まで負担するとか、そこまでは言ってませんが、今企業といろいろ話し合いをしていますが、祇王駅ができれば事業にとっては、あるいは通勤にとってはプラスになるという声は恒常的にお聞きをしております。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） わかりました。野洲市にはIT企業をはじめP&G、あれだけの企業があるわけですから、ちょうど野洲駅、篠原駅の間地点というべきところに位置するわけですので、また機会があったらそういう祇王駅新設に向けて市長の方にも努力もしていただきたいという思いがあります。篠原駅は近江八幡が5、野洲が4、竜

王が1というような負担割合で構成されましたですね。費用負担。近江八幡が5ですね。5割。野洲が4割。竜王が1割でしたね。負担。

○市長（山仲善彰君） もともとは5、3、2だったんです。

○14番（鈴木市朗君） 5、3、2でしたか。最終的にそういうことでしたね。それはそれでよろしいです。

6番目になるわけですが、これも在来線と今の新幹線を見ていると、一番簡単に言えば線路ですね、線路の距離が近いのが、ちょうどこの今候補地となっているこの部分が在来線と新幹線との距離が一番短くて、例えば祇王駅ができれば、新幹線新駅をあそこに持って行って、歩いてジョイントできるというような形のことも考えられます。私は栗東、新幹線新駅には徹底的に反対しました。あんな不便なところで新駅をつくるということは、新幹線新駅をつくるということは、何を考えているのかという思いで徹底的に反対しました。今見てみますと、新幹線問題もさまざまな小浜ルートとか米原ルートとかさまざまなことが議論されておりますが、そのことは別といたしまして、この在来線と新幹線との距離が一番短いのはこの地点であるという有利性を生かして、祇王新駅、新幹線新駅というような将来に夢の持てるようなやっぱりビジョンを今の山仲市長が一つ考えていただいたらどうですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員からの新幹線駅含めたビジョンについてのお問い合わせですが、私市長になってから、どなたかの質問で新幹線駅への見解を聞かれたことがあって、既にお答えをいたしています。新幹線と在来線が近い県内の場所というのは、野洲市内だと思っておりますので、今ご指摘の場所なのかももう少し大津寄りなのかは別として、適地はあると思っております。地理的条件も含めて、可能性はあると思っておりますけども、これも鈴木議員がおっしゃったように、栗東新駅というのがあったわけですね。これに野洲市も参加をしていました。億単位のお金を拠出して。そしてその駅がプロジェクトとして消えたわけでした、これは当初は県内一丸、少なくとも湖南のまちはみんな一丸でやっていたわけで、壊れて野洲だけがまた新駅というのは、これはやはり余りにも節操がないと、仁義からすると。ということで、やはり当面は声を上げるべきではないということを申し上げていました。可能性はあるけれども、経緯からすると、そう余り早く手を挙げるべきではないと。

ただ、数年前からちょっと簡単に申し上げます。長くはなりませんけども、滋賀県の前

の知事がリニアができれば新幹線駅と言い出しました。今の知事の前の知事が。そのとき私公式の場で、もともと新駅はできるはずだったのに、何もリニアができてからという遠慮する必要はないと。中古車買わなくても新車が手に入るのにとということで、声を上げるんだったらもう一回上げなさいと言ったけども、リニアができればということだったんですが、知事がかわるときに、今の知事ですね、今の知事は新幹線新駅というのを立候補段階では掲げていました。知事になってから、首長の会議で私が確認したら、新幹線新駅は考えないと。米原駅の活用に力を傾けるということで、もうそこで滋賀県は新駅というのは県レベルで消えています。その後、今日のまさに話題ですけれども、今月14日に北陸新幹線の敦賀以西のルートが決まりそうな状況になってきていまして、滋賀県形勢不利といえますか、もうこんなところであわてても、この間も首長会で私言っておいたんですけども、冬の陣、夏の陣もうとっくに終わっているのに、まだ息巻いている武将みたいなもので意味はないんですけども、これも2年ほど前、今の知事になってから敦賀以西のルートとやはり新駅をセットで提案するべきですよと言ったわけですけども、まさに北陸新幹線はチャンスでして、米原というのは私も有効なルートだと思ってますし、それに合わせて新駅をつくる。場合によっては北陸新幹線の駅も1つ米原の間につくるということも1つあり得ますし、米原と京都の間に新駅と、そのぐらいの構想でと言ったんですけども、全然元気がなくて、もうこの昨今の状況に及んでいますので、ここで冬の陣、夏の陣終わっているのに新駅を掲げるといえるのは、これちょっとやっぱり状況のセンスがありません。

それと、私はかなり中立的な立場で南琵琶湖駅、栗東駅に関わっていましたが、一旦決まったものを壊したというこの痛手は結構大きいですね。これは、野洲の市民病院と一緒に、決まった限りは、議決された限りは進めるという、そういったポリシーも必要。反対しておられたという事実は私は尊重しますが、だから滋賀県にとってはマイナスの条件が重なり過ぎてきていると思います。

私が聞くところでは、もともと一番最初から経済界もJRも野洲に駅を欲しいということでしたし、その後、湖東駅と栗東駅がせめぎ合っているときも、間をとって滋賀県の関係者は野洲に新駅をという提案をしていますけども、2代にわたって私の先輩は新幹線駅を断っているという経緯もありますし、もう1つはやはり新幹線の栗東駅をおさめるときに、おさめるというよりは破綻させるときに、当時の滋賀県の責任者はJRと余りいい関係で終わっていません。私はそこを懸念して、かなり力を入れたつもりですけども、行け行けどんどんで、相手の立場を悪くする形で駅の破綻に追い込んでいますから、そういつ

た幾つかの要素を考えると、今軽々しく可能性はあったとしても経緯を考えると、新幹線駅の計画なんというのを今の段階で残念ながらですけども、申し上げるような状況ではないというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 確かに、あなたの性質上、節操の問題でそういうことは言えないというようなことがあります。大阪でも冬の陣も夏の陣もあったけど、春の陣というのもありますよ。また考えて下さい。

じゃあ次に移りたいと思います。

健康な超高齢社会の施策について、WHOや国連によると、総人口に占める65歳以上の人口の割合が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会と定義されています。内閣府の資料によれば、2007年に21.5%となり、超高齢社会に入っています。

2014年10月1日の統計では、高齢化率26%で、前年が25.1%からすれば、1年で0.9%と高率の増加となっております。

ちなみに、野洲市の高齢化率は今年、2016年10月31日現在で24.71%で、日本の高齢化率を2%程度下回っていると思われれます。今のこれ見てみますと、4人に1人は高齢者やということでございますね。

超高齢化社会の野洲市において、老人クラブの連合会に加入しているクラブ数は89クラブで、会員数が5,060人とあります。これは、今年の10月31日現在の65歳以上人口1万2,593人の39.9%の加入となっております。連合会に加入していない単位老人クラブ人口も加えれば、さらに高い加入率となります。福祉施策の観点からすれば、野洲市老人クラブ連合会の活動は、我が市にとって大きな貢献と言えます。

高齢化社会の問題点には、近隣の人との交流の減少や、ひとり暮らしなどにより極端に会話の機会が少なくなっていることが上げられます。このことは、閉じこもり、認知、鬱など、ひいては孤独死にもつながります。老人クラブの存在は、このようなことの予防、防止にも貢献してくれるものと言えます。

このような観点から、次に質問をいたします。

単位老人クラブへの福祉施策は今後どのようにされていくのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、鈴木議員の1番目、単位老人クラブの福

祉施策についてご答弁させていただきます。

単位老人クラブは、健康、友愛、奉仕の3大運動を中心に、高齢者の社会参加、生きがいつくりの推進組織として友愛訪問、ボランティア活動、世代間交流など多彩な活動を展開されているところでございます。

また、市内の各単位老人クラブで組織された野洲市老人クラブ連合会は、各単位老人クラブ相互の交流や連絡調整、新しい情報の発信等、超高齢社会を支えるかなめとして活動されておるところでございます。

超高齢社会が活力ある社会であるためには、地域の課題の解決に向けて、高齢者が積極的に取り組み、高齢者が地域を支える地域づくりを進めていくことが重要で、特に地域における高齢者の自主的な組織である単位老人クラブが地域の実情に応じて地域を豊かにする社会活動をより一層活発に行い、多様化する地域の課題の解決に向けて、創意工夫をしながら積極的に取り組まれることが期待されておるところでございます。

そこで、市では高齢者の生きがいと健康づくりを進め、高齢者主体の介護予防を推進する上で、大きな役割になっております単位老人クラブの活動に対しまして、県の補助金を活用し、野洲市老人クラブ連合会を通じて支援をしておるところでございます。このことについては今後も引き続き支援に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。前段に連合会に加入しているクラブ数は89クラブで、会員数が5,060人という数字で上がっておりますが、今年の10月31日現在の65歳以上の人口は1万2,593人というような数字で上がっているわけですね。これを見ますと、会員さんというのは半分も入っておられないということですね。会員がね。半分も入っておられないということは、何が原因でこのような数字が出ているんですか。お教え願います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 今もおっしゃっていただいておりますように、パーセンテージとしますと40%程度になろうかと思うんですけれども、やはり老人クラブに加入されておられる方以外の個々で活動されている方もおられるかと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 確かに、簡単な答えで、個々で活動されている、それはよくわかりました。

例えば、お言葉返すようで申しわけないんですが、老人クラブに入っている、魅力がないから入っていないという方が半分以上を占めているということで私は解釈しますけれども、それでいいんですか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 一概に魅力がないと言い切れるかどうかはちょっとわかりませんが、一部にはそういうこともあるかと思います。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 実は、私も老人クラブに入っているこの5,000何がしかの一人ですよ。ここの中にもたくさんおられると思いますが。

では、2点目に入りたいと思います。

市では、福祉関係団体の地域活動に対し、福祉バスの貸し出しをされています。貸し出し許可の考えと稼働実態はどのようになっていますか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、福祉バスの貸し出し許可の考えと稼働実態についてのご質問にお答えをいたします。

福祉バスにつきましては、福祉関係団体の地域社会活動への自主的な参加を促すことを目的に貸し出しを行っているところでございまして、貸し出し許可の要件となります利用の範囲などにつきましては、野洲市福祉バス管理運営規則において規定しているところでございまして、市を単位とする福祉団体及びこれに準ずる団体が福祉活動に利用する場合や、市や附属機関等が福祉の振興に係る業務に利用する場合に貸し出しをしておるところでございます。また、公平・公正かつ適正な貸し出しを行うため、利用団体や利用事業等につきましては、あらかじめ福祉バス利用内規において定め運用しているところでございます。

稼働実態でございますが、平成27年度では13団体と3事業で利用され、年間の延べ件数につきましては104件、利用者数は2,611人となっております。また、福祉バスの稼働率は61.2%で、現在の福祉バスの運転業務委託契約による稼働可能日数170日でございますが、このうち104日の利用があったところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 業務委託は170日で、利用実態が104ですね。今おっしゃったのは。実際の稼働率というのが61.2%ということでもいいわけですね。いや、まだもっと言うから、言うてからにして下さい。13団体でといことですね。利用者が2,611人。170という委託契約で、現実には104しか使ってないということですので、その辺の差額というのは、委託契約の中で差額というのは金額的にはどのように変わってくるんですか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） まず、稼働率の61.2%でございますが、これは先ほど申し上げました委託日数は170日で委託契約しているところでございますが、この稼働率104日ということで、これを単純に割りまして求めた数字でございます。

それと、金額の関係でございますが、基本的に委託契約にあたりまして前年等の実績を加味いたしまして、金額については契約していくところでございますが、年々人件費等の増加等が見込まれているところでございます。こういったところで、前年の利用実態等を見ながら金額については予算時に要求をしてお認めをいただいているというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、時間も余りない、迫ってきましたので、3番目に入ります。

福祉バス利用内規により、老人クラブ連合会への貸し出しはありますが、単位老人クラブへの貸し出しは制限されています。健康で明るい高齢者最小コミュニティーづくりの一助として、連合会加入単位老人クラブに限定での貸し出しの考え方はありますか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 連合会加入単位老人クラブに限定しての貸し出しの考慮についてのご質問にお答えをいたします。

単位老人クラブが福祉活動を積極的に推進されておられることにつきましては認識をしているところでございますが、現在、福祉バスの利用につきましては、市を単位とする団体に限定して貸し出しをしているものでございまして、単位老人クラブへの貸し出しにつきましては、連合会への加入のいかんにかかわらず認めていないところでございます。

単位老人クラブまでを利用団体に含めると、福祉バスの予約が競合し、福祉活動を行う現行の団体への利用に支障を来すなど、福祉バスの適正な運行が確保できないことが想

定されますので、現時点においては利用団体の範囲を拡大することについては考えておりません。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 福祉バス利用内規によりますと、利用を許可する団体及び事業はこれに限るということが上がっております。この中で、今私が質問しております老人クラブ連合会には貸し出しをします。ただし、各老人クラブは除外という形になっておりますね。

この中での第3条の関係を見ますと、福祉バスは次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。(1)福祉に関する市単位の団体及びこれに準ずると認められる団体が福祉活動に利用するとき、または、(3)の福祉活動を促進するために利用することが福祉活動を促進するためです、に利用することが適当と認められる団体が利用するときこの福祉バスは使えるというこの内規がここで上がっております。

単位老人クラブにおきましては、私が今申し上げました第3条の(1)、(3)にはこれは該当しないんですか。該当しなければ、該当しない理由をお教え願えますか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） まず、規則の第3条で福祉バスの利用の範囲というので先ほど議員がおっしゃっていただいているとおりでございます。

こちらについて、本来個々に判断をしてということになるんですが、実のところ、平成23年度にこの内規を見直した経緯がございます。その際の経過だけちょっと簡単に説明をさせていただきます。当時背景といたしましては利用の増加ということで、福祉団体の活動期に予約が重なっていたところで支障が出ておりました。また、その内容につきまして、福祉目的外の利用が増加していた等の課題が存在していたところでございます。こういったところで、現在の内規に精査をしたところでございます。

内容につきましてちょっと申し上げますと、1点が利用の範囲を明確にしていくというところで、あらかじめ利用を許可する団体事業を、当然、利用実績等を踏まえながら定めていったということが1つでございます。また、その際に、合わせまして予約方法につきましても抽選化を行うなど、公平化を図っていくと共に、利用回数についても公平性を担保するために、月1回という形でその辺の調整を行ったということでございます。

先ほどの老人クラブの単位老人クラブでございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、福祉に関する活動をいただいている近年の社会情勢の変化によりまして、いろんな活動に

参加をいただいていることは重々承知しているところでございますが、やはり団体が市レベルでの団体に限って利用を行わないと、先ほど申し上げた22年当時の課題が再度なってくるというような状況もございますので、今市といたしましては一番目に書いている適用条項の話でございますが、1号の中で、市単位の団体及びこれに準ずるものとして連合会の方を認めるというか、対象であろうというふうに認識をしているところでございますので、その辺ちょっとご理解の方お願いをしたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ちなみに、25年度の福祉バスの利用状況を見てみますと、老人クラブ連合会の利用というのは、12月に1回ですね。ほとんど利用されてないんですね。これを見てる範囲内ではね。そうしたときに、私が何回も申し上げておりますが、この老人福祉に対して、ちょっと余りにもその手だてができてない。88団体もある中から次から次と手を挙げてくるということもないと思うんですよ。ですから、それは例えば5年に1度とか3年に1度とか、そういうようなものをやっぱり取り決めて、この福祉バスの内規というのは、今、部長がおっしゃいました23年に見直したということは、これ私23年以前の福祉バスの利用内規を見ているんでしょうかね。これは25、6年ぐらいのこれ内規ですよ。その3条に、きちっとこういうものがうたっているにもかかわらず、今、部がおっしゃったことと、この3条の（1）と（3）に対して、これはやっておられることが全く違うように感じるんですが、その辺の見解はどうなんですか。それで、老人クラブこれ25年ののをこれ上げてみたら1回しか使ってないということですが、そういうことについて、老人福祉の関係に関するところで、関係のことと福祉バスに関するところについての最終的なお考え方というのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） まず、先ほど利用についての考え方で、今現在1団体各月1回ということで制限を設けている中でございますが、いわゆる繁忙期という利用が重なる傾向がどうしてもございまして、6月、7月とか、あるいは11月に利用が重なっている状況がございまして、これを仮に繁忙期といたしますと、この稼働率が現在で81%ということで、8割を超えているような状況が今現状にございます。

こうした中で、老人クラブの単位老人クラブ、先ほど組織数をおっしゃっていただきましたとおり、現在89クラブございますが、こういったところで利用調整がなかなか困難であるというようなちょっと認識をさせていただきます。

それと、合わせまして、老人クラブの活動の中で、実際自治会の方で実施いただいておりますふれあいサロン、小地域ふれあいサロンの担い手として、老人クラブが活躍、活動をいただいているところもございまして、こういった意味から事業につきまして、ふれあいサロン事業についてのバスの利用というところはあらかじめ内規によりお認めをしているところがございますので、こういった部分については27年度につきましては27回のご利用をいただいているという実態がございます。

それと、合わせまして、現在の福祉バスにつきましては、リース期間が終了いたします30年の7月になるんですけども、ここを目処といたしまして、この福祉バスのあり方について、ちょっと検討をしていくこととしておりますので、こういうところを目処といたしましても、保有の方法等も含めましてちょっと検討する必要があるかと思っております。一旦ここでは現状のとおり取り扱いで実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ぜひともそういうようないい方向の見直しをしてもらいたいと思います。例えば25年4月1日から26年3月31日までの稼働実態を調べてみますと、今おっしゃいましたふれあいサロンですね、この実態が出ております。近江富士自治連合会ふれあいサロン、これ2回使っておられます。榮しあわせクラブですね、これサロンじゃなしにしあわせクラブが2回使っておられます。青葉台ふれあいサロン、これも2回使っておられます。ですから、例えば私四ツ家ですね、四ツ家ふれあいサロンというような名称に変えたら、このバスは使うことができるんですかね。ふれあいサロンというのは毎月やっていますやん。うちの四ツ家の自治会でもね、ふれあいサロン。老人会というような名称じゃなしに、ふれあいサロンという名称に変えた場合、このバスが現実にご利用されているわけですから、例えば四ツ家自治会ふれあいサロンで申請すれば、このバスは利用できるというそういう基本的な考え方でいいわけなんですかね。現実に使われていますから。その辺のご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） そもそも論でございますが、福祉バスの利用につきましては、管理運営規則の中で定めておりますとおり、いわゆる団体としての適合性と、その目的がございまして、当然福祉活動として利用するということが前提でございますので、その辺は名前だけということではなくて、実態により適否を考えるべきだというふうに考えてございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただ名前を変えるだけということではなしに、要するにサロンという名前に変えるというだけで使える、現実に使っておられますし、当然高齢者が使うわけですから、福祉活動に使うのがこれは当たり前のことです。福祉活動以外には使用されません。どこかの先進地視察とか、福祉活動をされているところの先進地視察とか、そういうことしか使われないと思うんですよ。観光に連れていけなんてそんなことは一切言わないと思うんです。ですから、老人福祉に資するという形のものをもっていけば、四ツ家老人会という名称より四ツ家しあわせサロンですか、そういう名称にして申請をすれば、利用できるという考え方もあるということが現実にあるわけですから、その辺だけは一つよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩をいたします。再開を午後2時50分といたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。11月の定例会において、次の2点について質問をさせていただきます。本日より総括の分割方式で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、市長3期目の市政運営委についてお伺いいたします。

10月31日より3期目の山仲市政がスタートし、早くも1カ月余りが経過いたしました。先の市長選におきまして、3期目の当選をされましたことに改めてお喜び申し上げます。山仲市長、大変におめでとうございます。

このたびの市長選では、駅前の市民病院建設の反対を唱えた対立候補が一定の票をとられたということは、野洲市民病院建設は支持されたとはいうものの、一定の配慮をする必要があると思います。2010年から行われてきた市民病院の議論が無駄にならないように、さまざまな意見を尊重して、新たに始まる野洲市民病院の建設のつち音と共に、新たな野洲市の建設に向かうべきだと思います。

そこで、市長の所信表明を何度も何度も読ませていただき、また先ほども聞かせていただき、3期目の当選をされて、いよいよ山仲市政が実りのときを迎えているのだとひしひしと感じることができました。

さて、山仲市長が向かわれる4年間に思いを馳せ、これからの山仲市政について質問させていただきます。

2025年問題を考えるときに、これからの4年間、すなわち山仲市長の期間は極めて重要です。この団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年、それが2025年です。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、社会保障、財政のバランスが崩れるとも指摘され、2025年問題としてクローズアップされてきましたが、いよいよ現実味を帯びてきております。その2025年まであと9年、すなわち山仲市政3期目のこれからの4年間はその確かな助走をしなければなりません。

しかし、2025年問題は単年で終わる話ではありません。野洲市を生き生きとした高齢社会にできるのかどうか、山仲市長には待ったなしの取り組みが突きつけられていると思います。病気になっても、介護が必要になっても、住みなれた土地で暮らし続けられるように、国は医療や介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進しております。2025年には全国にくまなく広げる目標を掲げております。5割以上のお年寄りが自宅での最期を望んでいることを踏まえると、この方向性は必然です。しかし、その実現は容易ではありません。

厚労省が7月16日発表した在宅医療のデータでは、野洲市の在宅死亡率は2014年度13.4%、一般診療所40カ所のうち、訪問診療を実施する一般診療所は9カ所で22.5%、看取り実施の診療所は1カ所2.5%にとどまっております。地域包括野洲モデルをいち早く築くべきだと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、その上で必要なのは、医療、介護の連携システムでございます。その核になるのが野洲駅前に築かれようとする野洲市民病院であるべきです。そのような観点から、改めて市民病院のあり方を確認させていただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

3点目、地方創生に向かって全国では新たな地域間競争が起きております。本市の総人口の推移は昭和35年の2万4,091人から現在まで、一貫して増加し、平成22年には4万9,955人となっております。昭和45年から平成12年の30年間にかけて2万人、5年ごとに1,000人から6,000人増加でしたが、近年の増加は5年ごとに500人から1,000人と人口の伸びが緩やかになっております。

総務省が公表した昨年10月に行われました国税調査の主要統計表によりますと、野洲

市の総人口は前回調査から66人減少していることがわかります。県全体では2,139人、0.2%ふえている中で、66人ではありますが減っていることとなります。平成27年1月1日の住民基本台帳では5万867人と示されてはおりますが、国税調査ではこのような実態となっております。人口減少に真正面から取り組まなければならないと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

4点目、副市長の選任についてお伺いたします。副市長の選任につきましては、市長への手紙で9月に市民からの質問もあり、市長の返答も見せていただきました。その上で質問させていただきます。

そこには、もし私が10月31日以降も市長であれば副市長を選任する意向ですとありましたが、この11月議会で人事案件として出されていないということは、現在もふさわしい人がおられないとお考えなのでしょうか、お伺いたします。

2点目、副市長がいなくても市民サービスに支障を来していないとの判断は何をもってされるのでしょうか、お伺いたします。

3点目、副市長がおられればもっと市政が効率的、有機的に進んだのではないかと考えられることはないのか、お伺いたします。

4点目、近隣の市で副市長が置かれているところはどうのような役割を果たされていると思われますか、お伺いたします。

最後に、野洲市条例には副市長の定数は1人と解されますが、市長を補佐する副市長を置いて、より野洲市の活性化に努めようということではないかと思えます。2期目は適任者がいなかったということですが、3期目の市長の考えをお伺いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の市長3期目の市政運営についてのご質問にお答えいたします。

冒頭お祝いの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、地域包括ケアシステム、野洲モデルを早く築くべきことについてというご質問ですけれども、ご指摘のように高齢化は待たなしで進んでおります。今現在24.7%です。ただ、今人口がふえています。これは住民基本台帳でやっていますから、当初想定よりは比較的緩やかにふえています。いずれにいたしましても、今の想定では2040年までは上昇して32.1%、国の平均から見ますとかなり低いと思っておりますが、3分

の1弱の方が65歳ということになります。もう少し具体的に見ますと、65歳以上の高齢者のおられる世帯が39.4%ということで、いずれにしても家庭の福祉力、扶養力が衰えていますし、地域社会も衰えています。いずれにしてもまずは家庭から地域へということが地域包括ケアシステムの考え方であると思っています。

それでは、地域包括ケアシステムを進めるにあたっての考え方ですけれども、まずは在宅療養者を支えるための在宅の医療、介護の仕組みをもう一段整備していくことが肝心かと考えています。既に私就任してから地域医療のあり方検討会というのを設置していただきました。中核病院、そしてから診療所、薬局、介護施設等医療、介護、福祉に関わる全ての機関に参画いただいて、高齢者だけではないんですが、高齢者を中心とした仕組みをつくるということで、既に在宅療養手帳、いわゆるクリティカルパスですけれども、これの作成とか、あるいは24時間切れ目のない在宅療養支援のための訪問看護ステーションの整備とか、そういったことをこれまでも取り組んでまいりました。

2点目として、地域における生活支援を推進するために、生活支援サービス体制を整備することが重要ですが、これに関しましてもさまざまな機関を通じてやっておりますが、今後一層のこの強化が必要になると考えています。

3点目に、具体的な認知症の方の施策でありますけれども、認知症は要介護認定申請理由の第1となっております。高齢者の虐待の要因ともなっており、認知症への理解を深めるための市民の情報の共有化、あるいは早期発見、早期対応を行うということで、認知症初期集中支援事業、認知症の態態に応じた医療介護について示した認知症ケアパスの作成、周知、また認知症の人の介護者への支援の場としての認知症カフェなどを現在も実施しておりますが、今後も継続発展させていくということを考えております。

また、認知症の方の見守りを含む地域見守りネットワークを市民生活相談課を中心に構築しているところであります。

相談者の中には、介護や医療の問題だけでなく、家族の方の障害、あるいは生活困窮など複数の問題を抱えている方も少なくありません。こういった複合的な問題を抱える対象者に対しましては、高齢者、生活困窮、障がい者等それぞれに関係する支援機関が連携して現在も必要なサービス提供、支援を行っておりますけれども、これにつきましても一層の連携を強化して、支援の充実を図ってまいります。

また、地域包括ケアシステムの基本となるのは安心・安全な住まい、地域で住めるということですので、住宅政策の中にも障がい者、生活困窮者、高齢者の視点を入れた

政策を進めてまいりたいと思っています。

こういった高齢者の対策においても、要するに市民の皆さんの生活上の課題に丁寧に対応して解決するという、だから高齢者だからというよりは、一般的な、普遍的な市民の課題解決ということですので、これまで市民生活相談ですとか生活困窮者支援、あるいは学校との連携でスクールソーシャルワーカー等で培った方策、スキルを活用した高齢者支援の取り組みを進めていきたいと思っています。

ただ、今も梶山議員もご指摘のように、大きな課題ですけれども、奇策はありませんので、やはり今申し上げたようなことを組み合わせていって、着実に進めていかないといけないと思っています。

特に、介護保険法の仕組みの中で、これは10数年たっているわけですが、これが本来地域包括ケアも含めた仕組みであったはずなんですけれども、要介護1支援の方のサービスが介護保険から切り離されると。これについては別の仕組みで可能な限り支えようとはなっていますけれども、政策としては逆行していますので、むしろ課題が重くなる。高齢者の数がふえられる。あるいは困難課題がふえる一方で、制度は逆に後退しています。それと、やはり財源につきましても、今日の報道でも言われていたように、法人税が落ちるから1兆数千億円の赤字国債を出そうと。これ恐らく国民にとって物すごく不安。特に若い世代にとっても不安だと思いますので、やはり財源とサービスをいかに効率よく提供していくかということ、これはやはり国の政策に一番関わりますけれども、市におきましてもそういった視点も含めながら高齢者、あるいは家族が安心していただけるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の医療、介護の連携システムの観点からの市民病院のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

野洲の新市民病院につきましては、まずはこれまで支援してきた民間病院が立ち行かないというそういった面で、じゃあ中核医療を守ると、合わせてやはり駅前だという利点を生かしてということでここまで計画を進めてきました。一番大きなポイントといたしますのは、やはりいろんなご意見ありますけれども、市の直営にするということによって市の保健、福祉と医療サービスが連携ができる。市の職員がやるというそういったメリットもありますけれども、制度としても市が一元的に運営できるという、このよさを生かすということが今後の医療、介護の連携システムの一番大きなポイントになるというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、今もご指摘の急増する高齢者の在宅医療を進める上で必要になる在宅の患者とかその家族、また地域の診療所等を支える後方支援の役割を病院を中心にして構築していくということが1つ。その中で、計画しております1階のアクセスのよい場所、今のところ1階に想定してはいますが、患者サポートの機能ですね、あるいは入退院の調整の機能、そして地域連携機能といったもの、さらには訪問看護を病院の中に組み込むのか、あるいはその支援機能にとどめて、別のところで訪問看護を保障するのは別として、いずれにいたしましても医療というバックグラウンドを生かして、訪問看護等の連携サービスも視野に入れてやっていきたいと考えておりますし、介護者の負担軽減のためのレスパイト入院等についても対応していきたい、あるいは当然この中核医療機関だけでは対応できませんから、近隣の医療機関との連携、紹介といった機能も市がやっているならではのサービスを提供していきたいというふうに考えております。

次に、人口減少についてのご質問でありますけれども、ご指摘のように平成27年の国勢調査の結果ではマイナス0.12%、66人の減少です。0.12、1%より少ないぐらい0.12ですし、人数にすると66人です。減ってはい入るんですけども、誤差、国勢調査って結構雑駁でして、なかなか調査の精度というのは上がらないですから、私としては安心してはだめですけども、ほぼ横ばいというふうに捉えております。

現に、この国勢調査の時点での住民基本台帳の数値でいきますと、平成22年の時期では5万693人、平成27年の同時期では5万789人、直近の11月末といいますか、12月1日、市のホームページあるいは玄関で紹介しています数値は5万970人ということで、この1年間着実にふえています。これは5万970人というのは過去最高です。ということなので、人口としては緩やかにふえていっているとは思いますが、いずれにしても人口減少は予測されております。

ただ、野洲市の場合、子どもの数は1学年約500人で安定しておりますし、減ったとしても今本市の予想では、今予測しております数値では、平成72年で約3万8,000人という数値でありますけれども、この数値というのがどういう数値かといいますと、平成の初期の数値ですので、人口構成、生産年齢人口等の割合は異なりますけれども、1つのまちとしてのまとまりは確保できる人口かと思っておりますので、今騒がれているまちの消滅とか、そういったことに余り敏感に反応するよりは、申し上げましたように着実な人口の維持増加に向けた政策をとっていくべきだと考えておりますし、先ほどもご紹介しました今年3月の人口ビジョンでは将来展望で平成72年、2060年の目標人口を4万

3, 917人というふうに考えております。

ちなみに、この人口、先ほど申し上げましたように、3万というのはいささか前ですね、失礼いたしました。訂正いたします。約3万8,000人というのはそれ以前の数値で、この今4万3,917人に設定してはいますが、この人口としては平成3年10月1日の人口が4万3,957人、当時の中主町と野洲町を足した人口ですから、そのあたりまでに維持をしたいというふうに思っておりますので、まちの消滅とかそういった余り過大な危機感を持って臨むよりは、健全なまちづくりによって発展をさせていった方がいいというふうに考えております。

そもそも、従来から申し上げていますように近隣の人口、草津、守山、栗東は人口がふえています、これはやはり可住区域、市街化区域の面積が余りにも差があり過ぎます。草津市では38.9%、守山、栗東市では約26%ですけれども、本市では12.7%と、守山、栗東の半分以下でありますので、当然優良な農地保全は必要ですけれども、可能な範囲で適正な土地利用で可住面積ふやしていくと共に、企業の立地意欲も盛んですので、企業の立地、そして住める区域の拡大といったことでまちの発展を目指していきたいと思っております。

ただ、大きな課題としては、今も取り組んでおりますけれども、交通の問題、特に道路交通の改善といったことが大きな課題かというふうに考えております。

次に、最後の副市長の選任についての5点ご質問いただいておりますので、お答えいたします。

当然、就任当初は副市長就任いただきましたし、私が就任した当初はいただきましたし、その後もいい方がおられたらということには変わっていません。ただ、2期目の末期になってから選ぶというわけにはいきませんので、新しく3期目を迎えられるなら副市長をとという意向は持っておりますし、今も変わっておりません。ですから、いい方がおられたらぜひにと思います。

それと、副市長がいないことによる市民サービスへの支障ということですが、これは副市長が途中で退任されて以降、代決事項の範囲を各所管部長に割り当てて対応をしておりますので、問題は生じていないというふうに考えております。

それと、副市長がいたらもっとよくなったんではないかということですが、これはいたら悪くなっていたかもわからないし、よくなっていたかもわからないので、これは仮定のご質問ですので、お答えはできないというふうに考えております。

それと4点目の近隣市での副市長の役割ですけれども、詳細は知りませんが、基本的に副市長というのは、副というのは長の補佐ですので、独人というよりは支援役、サポート役ということです。

実のところ、私記者會見でも申し上げていますが、結構厳しい選挙戦でしたから、選挙が確定するまでは動けませんので、迷惑かかりますから。選挙確定後、翌日から想定をしていた、私としてはベストだと考えていた方に順番にですけれども3人依頼をしましたけれども、熟考の末、私が嫌いというんじゃないし、野洲市がだめという意味じゃないんですが、なかなか困難だと、市政の状況を考えると。ということで、固有名詞をお明かしはちょっと相手のことがありますから明かしませんけれども、うそじゃないし、それなりの人を23日が選挙でしたから、24日からきちっと手続をして個別にあたりましたが、今の野洲市の状況からするとなかなか厳しいということで、現時点では3人から丁寧に熟考の末お断りを受けていますけれども、諦めておりませんので、ふさわしい方がおられたら、ぜひ一緒に仕事をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） それでは、少し再質問させていただきます。

まず、2025年問題の高齢化に進む中で、今さまざまなことを伺う中で、それぞれが部署部署で取り組んでいかなければならない問題がたくさん連携があると思うんですけれども、特に地域包括ケアシステムの取り組みの中で、今設置していただいております野洲市地域包括支援センターの役割はますます重要になってくるというふうに考えます。私もここが高齢者の、特にひとり暮らしの場合は、常にここと連携とりながら対応させていただいているのが現状ではありますが、今現在、中学校区で1カ所でそれぞれがこういった保健師さん、主任ケアマネジャー、社会福祉士、3名の連携で中学校区相談体制ということで個々に自立して生活できるよう、権利を守り、何でも相談して下さい、皆さんさまざまな方面から支えますよということで取り組んでいただいております、各ある地域では高齢者のひとり暮らしの方、本当に地域の支えが非常に困っている、限界がある、行政の力をかりないととてもやっていけないということで、そういう場合に相談があるんですね。それを地域包括ケアセンターに連絡すると、訪問していただいて、相談に乗っていただいて解決していくというケースがありまして、非常にそれがうまくいくと喜んでいただいております。そういう声も聞いておりますが、一方では、地域によっては非常にひとり暮らし

しの方の対応が行政が来ていただいても地域でも限界があり、行政が来ていただいてもまだ十分に満足していただけてないという方もおられます。こういうところが非常に課題だという思いで、私も地域から呼ばれるたびに、もう地域限界ですから、もう議員に言って頼まなあかんという形で、そうすると私は行政の方と連絡していということで、一緒に行ってというそういう繰り返しが多いんですけども、そういうことの中で、今地域包括支援センターの1カ所でのこの3名体制、27年からですか、取り組んでいただいておりますが、これで十分とお思いなのか、今して下さっているんですけども、私はもっともつきめ細かにこの役割を進めていく必要があるのではないかというふうに自分が関わりながら感じているんですけどね。それで、やはりより早く、より対応していくためには、今の1カ所に中学校区をまとめていくこともそれぞれが共有できていい部分もありますけども、もう少し各中学校区に分散して、その場所でより詰めていく、きめ細かに、近くに飛んでいってあげられる、また近隣の方もそこに行けば行きやすいという体制もこれからは必要ではないかと思うんですけども、その辺の考え方を再度市長にお伺いしたいと思います。これが1点。

2点目で、今在宅医療の関係なんですけれども、これから5割、6割の方が自宅で最期まで過ごしたいという中で、これからは在宅医療と在宅介護の充実が非常に大事になってくると思います。そのためには、先ほど数字であらわしましたように、2014年度は13.4%の方が自宅で亡くなっておられる。また、一般診療所は40カ所のうち9カ所が訪問されている。看取り実施の診療所は、これ2014年の結果ですので1カ所またふえているかもわかりませんが、この状態ではまだまだ安心して在宅介護ができないのではないかというふうに思います。

私も平成3年に義理の母をちょっと故郷から引き取って、1年間寝たきりの在宅介護をしたときに、近くの診療所の先生が訪問して下さって、最期、看取っていただきました。非常に近くにおられたので、何かあったらすぐおかしいですと来ていただいて、点滴とかしていただき、治療していただき、また最期、おかしくなって来ていただいて看取っていただいたという非常に安心できる部分で見送ることができましたけれども、たまたま近くだったからよかったです。これが遠方だとなかなかそう頻繁に来てもらえないという状況もありますので、そういうニーズに応えていくために、今の野洲市の現状を今後どのようにしていけば安心して在宅介護ができるとお思いなのか、今後の課題も含めて、2点目お伺いさせていただきます。

3点目ですけれども、2025年問題で、この5年間の人口ビジョンと総合戦略ですね、まち・ひと・しごとの総合戦略が3月に発表されました。これは5年間の戦略の取り組みで、27年から31年の計画になっておりまして、来年の3月で1年となりますが、この取り組みの最後ですね、この総合戦略の最後に、計画の推進にあたってということで、まとめとしては、具体的に目標数値及び重要業績評価指数をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に総合戦略を改定します。こうした点検と評価により、本計画で掲げた目標の管理を着実にやっていきますというふうにあります。これは、この評価は来年3月にはこの結果をわかりやすく評価して公開すべきではないかと考えますが、この点の考えをお伺いさせていただきます。

最後、副市長の選任にあたってでございますが、先ほど厳しい選挙戦で結果が出ないとなかなかあたれない、それはそのとおりだと思います。まだ選任できてないという状況で、これから探して下さるということなんですけれども、3人残念ながら何かお断りになられたということで、5万人の人口の中で、適任者を本当に一生懸命探していくのも市長の仕事ではないかというふうに捉えておりますし、私が日ごろから思いますのは、やはり先ほどサービスの低下されないということで、私もちょっと市長の答弁で、副市長不在であっても代決事項の範囲を各所管部長に指定するなど部長との間で役割分担を行い、意思決定の遅れや市民サービスを低下させることのないように市政運営に努めてきて、各分野での政策実現と成果は着実に上がっていますよという、こういう確認もさせていただいておりますけれども、これはこういう成果は成果といたしまして、もう少し、例えば接遇面とかそういった仕事をフリーで動ける副市長という立場であると、やはり庁内をある程度時間を決めて回っていくとか、そういう実態をチェックしていく時間が十分とれると思うんですね。市長はお忙しいので、とてもそこまではできないと思いますし、不在のときもありますので、不在のときに何が起こっているかということも、各部長とか管轄の方に聞けばいいとは思いますが、そういう面で、もう少しきめ細かな市民サービスをしていくためには、私は副市長は必ず必要だと感じております。

先ほど、ちょっと気になったお答えの中で、副市長を置いた方が悪い方向に行くかもわからないという、これちょっともう一つ意味がわからなかったんですけども、その考えはどこから出てこられたのかということをお伺いしたいのと、やはり山仲市長の非常に鋭い賢明な行動の中で、やはり副市長を選任された中でしっかりと補佐として務めていただけるように持っていくのも山仲市長のリーダーシップのあらわれだと思いますので、

ぜひそういう方向で考えていただきたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。再質問とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 再質問幾つかいただきました。

地域包括については、私はかなり重要だと思っていますから、もう既にお話していますように、職員からの提案はどこかの市内の施設に委託しようということだったんですけども、半年以上議論して、直営を維持しています。3つの職種はきちっと位置づけると。当面は、野洲の場合はあそこに、不便なところに福祉センターをつくってしまっています。大失敗。庁内から離れている。本当だったら、庁内の高齢部門と連携すれば一番いいんですけども、幾ら入れようと思っても、あんなところを福祉健康センターとつくっているわけですね。これは政策の失敗。でも、その中で、市が責任持って基本的には一番の接点は市の職員がやるということでやっています。できるだけ分けようと。ただ、やはり職員も不安であって、一定のチーム、今3チームはきちっとつくっていますけども、まだまだ困難な課題のときにミーティングしたり相談ができる体制が維持してほしいということなので、できたら分けないでということでしたので、本当は来年度から、うまくいけば今年の10月からマイナンバーでコンビニで住民票等の交付が始まった段階で分けるつもりをしていましたが、現況では困難だ。野洲のまち60平方キロですから、実質は。どこへでも15分で行けるということで、これは実質を考えてそういう判断です。もうこれは既にお話をしているはずですが、決しておろそかにしていません。県内でも他のまちは、委託が悪いとは言いませんけども、簡便に委託していますけども、市の職員が責任を持って内部の連携も含めてやっています。できるだけ早い段階で中学校区ごとに分けたいと思っていますが、無理なくやらないといけないというふうに思っています。

それと、次は在宅医療です。あるいは看護。できるだけその自宅で老後といいますか、何も高齢者だけじゃなくて、家庭で、地域で生活できると一番いい状況ですから、在宅で介護、医療を受けられるという仕組みは理想的です。

ただし、じゃあ誰がサービスをするのか、それを誰が支えるのかといいますと、在宅医療の場合は当然病院というのは訪問してもらうものですから、民間の診療所、開業医さんです。現在、開業医さんの状況というのはそんな簡単なものではありません。今美談で在宅医療と言われてはいますが、実際は本当に熱意があって、何とかそこをやるという方がやっている。県内でも有名な方が1人、2人いますけども、でも一般的にはかなり困

難ですので、それを支えるものを市民病院がバックアップすることによって少しでも促進しようということですが、これはやはり民間の開業医さんの取り組みもありますから、目標値を設定して云々ということでは済まないと思っています。美談だけで市民の生活は支えられません。

現に、在宅看取りと言っていますけども、その前には在宅での生活があるわけですし、何か今注目されているのは在宅で最期亡くなったらいいみたいなことですが、いわゆるQOL、生きている間の生活の質の問題がありますから、そのあたりは単なる統計で亡くなられた場所が自宅なのかどうかだけじゃなしに、トータルに見ていく必要があると思っています。

いずれにしても、市で病院を持つということで、医療とか保健とか、あるいは看護、介護のスタッフの連携が強まることによって、在宅での生活、医療、介護の充実を図ってきたいというふうに考えております。

それと、総合戦略の評価は、これは予定をしております。これもやはり、交通と土地利用の問題を解決しない限り解決ができないと思っていますので、国は急いで総合戦略つくって評価しなさいと言っていますけども、そんな簡単に人口が増えたり、簡単に土地利用ができるものではありません。まだまだ土地利用の制度が固い。

今回も、本当に苦勞して国道8号線バイパスのために約7ヘクタールの工業団地、土地利用転換を行いましたけども、もう自治体の裁量が全くないわけですね。ですから、羽をもいで飛びなさいというのが私国の施策だと思いますから、そのあたりと一体にならない限り、まちで幾ら頑張れと言ってもそこは困難があります。

それと、野洲市の場合、残念ながら、3年前に市街化区域に設定した広大な土地がまだ未利用です。これは本当に深刻な問題です。新たに先ほども鈴木議員がご質問あった祇王新駅のあたりの開発、そしてもう1つは一時特定保留になっていた西河原地区の湖南幹線の促進と合わせて、現在のあの土地利用ビジョンに入れてはいますが、あれもやはりまずは駅に近いところに市街化区域を5年前から取り組んで、3年前になっていっているのに、地元調整がついてないというこれがやはり深刻な問題ですから、そういったあたりはこちらが努力しても、やはり市民の方の意向がきちっとまとまらないと進まないと思っています。

それと副市長ですけども、これは庁内ぶらぶらするのが副市長じゃなくて、私のやはりまちづくりの考えというのはやはり戦略的に仕事を進めて行って、人がいるかないかじ

やなしに、業務が進んでいるかどうか。丁寧でないとおっしゃったんですけど、あえて言いますと、職員に聞いてもらったらわかると思うんですけども、私も担当者と係長の仕事までしていて、全ての相談受けています。丁寧過ぎると言われているぐらいだと思っているんですけども、だから副市長がいないから粗っぽい仕事になっているとは一切思いません。

それと、よかったかどうかというのは、それはおられた方がいいかもわからんけど、おられたらベストではないので、単純におられた方がよかったとも言えるし、そうでなかったとも言えるというふうに申し上げたわけです。

ただ、あえて再質問までいただきましたので申し上げますと、これも既に公開しています。私は副市長さん頼んで4年間の任期で議会で認めていただきました。でも相談もなくやめられました。相談もなくやめたのがまた代表監査委員もいますけども、何か知らん相談もなしにやめる人が野洲でははやっているようですけども、(発言する者あり)その方に私が8年前に一緒に仕事しましょうと言ったときに何を言われたかという、これは議会で言っています。4年間どこで誰が何を決めてきたのか一切わからないとおっしゃいました。だから、そういうケースを考えたら、副市長さんはそういう役割だったんだったら、そういうこともあり得るんじゃないかということで申し上げたわけでありまして。副市長でありながら、どこで誰が何を決めたか一切わからなかったというコメントを直接聞きましたから。あえてご質問ですからお答えをいたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 今私が副市長の必要性の中で市長のかわりに庁内を回る時間もできるんじゃないかというのは、ぶらぶら回る、見ていただく、それだけが副市長というふうな思いで伝えたわけではありませんので、誤解のないようによろしくお願いいたします。市長がおっしゃった内容、しっかりと副市長はしていただきたいと、そのように思っております。

それでは、副市長の人事も含めて3期目の山仲市政に大いに期待いたしまして、この件は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に参ります。2点目の質問に入らせていただきます。

2点目といたしましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種率向上の取り組みについてお伺いいたします。

現在、肺炎は日本人の死因第3位の疾患であります。その3割は肺炎球菌が原因で重症化しやすく、しかも肺炎で亡くなる方の実に約95%が65歳以上となっております。そのことから、高齢者にとって肺炎予防は非常に重要であることに加え、市民の健康福祉の向上という観点からも、より丁寧な対応が求められております。

本制度は、平成26年度から平成30年度までの5年間に限り経過措置期間となっておりますが、65歳以上5歳刻みで接種していくことになっておりますが、制度そのものが複雑で、対象者である高齢者にとっては非常にわかりにくいものとなっております。また、経過措置は5年間だけと限られているため、当該年度に接種しなければ定期接種としての接種助成を受ける機会を一生逃してしまうことになるわけです。そのため、対象となる市民の方へ十分な周知を行うことが重要ではないかと思っております。

そこで質問いたします。

まず1点目、本制度の本市の接種対象者への周知方法は広報紙、ホームページ、医療機関にポスターの掲示等により示されておりますが、平成26年度と27年度対象者の接種状況、接種率ですね、この結果をどのように評価し、捉えておられるのかお伺いいたします。

2点目、全国的に見ましても、接種率に大きな差が生じている要因として、周知方法と助成額が上げられます。現在実施されている本市の周知方法だけでは市民に徹底して届いておらず、接種状況も限られてしまいます。高齢者の健康と命を守る接種率の向上は、医療費の削減にも結びつき、周知徹底への取り組みが重要となってまいります。公費による接種機会が一生に1回しかなく、対象の方が自分が今年度の対象であることを認識できずに接種機会を逃してしまった方も多く、接種率の低下は結果として肺炎罹患リストの増加につながっていきます。定期接種制度の接種対象者は、その年度に該当の年齢になる人であるため、毎年度対象者が異なり、早生まれの高齢者など、一部64歳の方も対象になり、対象者は個別通知なしでは自身が対象者であることに気づくことは非常に困難です。また、この制度は過去に接種した方は接種の対象外となっており、間違っても接種されることがないように、接種対象者には安全性や接種の注意事項を含めた周知の徹底が行政としての責任と考えます。

接種率の向上は、野洲市の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、医療費削減という形で財源にも返っております。

定期接種の経過措置の期間は5年間です。既に3年目に入っております。この経過措置

期間中、どれだけ接種率を上げるかがポイントとなってくると思います。

そこで、定期接種の対象者に対しましては、本人宛てに個別通知を送付して、接種期間が過ぎた後に接種しなかったが知らなかったという方を出さないように十分に周知していく必要があると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、梶山議員の高齢者肺炎球菌ワクチン接種率向上の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の接種状況につきましては、平成26年度の接種率は37.6%でございます。対象者が2,518人、接種者は946人となっております。また、平成27年度の接種率は35.8%で、対象者数は2,365人で、接種者数は846人となっております。いずれも滋賀県の接種率と比べますと8%から10%低いものと認識しております。

次に、2点目の周知方法についてのご質問でございますが、対象者や接種方法等につきましては、先ほどご紹介いただきましたように市ホームページや市広報紙、市内医療機関にポスター掲示等を依頼している他、市老人クラブ連合会の広報誌への掲載も依頼しているところでございます。

また、こうした周知に加えまして、高齢者を対象とした健康教室や健康相談において、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の重要性、安全性等につきましてご説明をしているところでございます。こうした健康教育を実施している他、介護保険利用者に対しましては、ケアマネジャーを通じまして予防接種の接種勧奨を行っているところでございます。

市といたしましては、このように重層的な周知啓発によりまして、個別通知と同等の接種率が期待できるものと考えておりましたが、定期予防接種後の実績を見ますと、個別通知を実施している市町に比べまして接種率が低い状況にあることや、予防接種、現在経過措置期間中でありまして、5歳刻みの接種ということになります。予防接種の対象となる年度がわかりにくいことから、個別通知の実施に向けて今後事務を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 前向きに取り組んでいただいているということで安心いたしました。

滋賀県下でも高島市と野洲市だけが個別通知を行っておりませんでした。大津市に関しては、再通知を本年度からもされて受診率の向上に努めておられますので、いろんな形で重層的な取り組みで近隣と変わらない受診率で非常に努力していただいているということではせんだってもお聞きして、またパーセントを確認させていただいたときにも思いましたけれども、やはり個別にすることによって、受診率は必ず高くなるというデータも出ておりますし、新聞等にも報道されておりますので、ぜひそのような方向で考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。（午後3時41分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年12月6日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 荒川泰宏

署名議員 丸山敬二